

令和6年第3回定例会議案審査特別委員会会議録

令和6年9月4日 午後1時26分 開 議

出席委員

委員長	小倉博
副委員長	鈴木貞行
委員	矢口龍人
委員	佐藤文雄
委員	岡崎勉
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	櫻井繁行
委員	久松公生
委員	櫻井健一
委員	服部栄一
委員	石澤正広
委員	鈴木更司
委員	塚本直樹
委員	井出有史

欠席委員

なし

出席説明者

市長	宮嶋謙
市長公室長	横田茂
総務部長	中泉栄一
市民部長	廣原正則
保健福祉部長	川原場宗徳
産業経済部長	貝塚裕行
都市建設部長	稲生政次
上下水道部長	槌田浩幸
教育部長	加藤洋一
消防長	本橋一夫
政策経営課長	神野厚
情報政策課長	田中英昭
総務課長	羽成英明

危機管理課長	大和田	浩
納税課長	豊崎	伴之
地域コミュニティ課長	松延	克彦
国保年金課長	豊崎	良憲
市民課長	小池	陽子
社会福祉課長	山口	浩史
介護長寿課長	越渡	貴之
子育て支援課長	関	克明
地域未来投資推進課長	石毛	一朗
農林水産課長	篠崎	政彦
観光課長	猪俣	直宏
都市整備課長	仲澤	勤
道路課長	酒井	宏
上下水道課長	瀧ヶ崎	卓也
学校教育課長	斎藤	隆男
スポーツ振興課長	由波	大樹
消防総務課長	鈴木	薫
子育て支援課副参事	山本	好徳

出席書記名

議会総務課	鴻巣	智子
議会総務課	川原場	智
市民課	下川	哲平
健康増進課	宮本	雄貴

議 事 日 程

令和6年9月4日（水曜日）午後1時26分 開 議

1. 議案等の審査

- (1) 議案第48号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第49号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第50号 かすみがうら市都市公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第51号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）
- (5) 議案第52号 令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (6) 議案第53号 令和6年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (7) 議案第54号 令和6年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- (8) 議案第55号 令和6年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）
- (9) 議案第63号 茨城租税債権管理機構規約の変更について

開 会 午後 1時26分

○小倉 博委員長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は15名です。会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから令和6年第3回定例会議案審査特別委員会を開きます。

次に、書記を追加して指名いたします。市民課 下川哲平君、健康増進課 宮本雄貴君、以上2名を追加して指名いたします。

本日、市長にご出席をいただいておりますので、ここでごあいさつをいただきたいと思います。

○市長（宮嶋 謙君）

本日は、令和6年第3回定例会議案審査特別委員会、大変ご苦勞さまでございます。

審査いただく議案は全部で9件ございまして、内訳は、条例に関する議案が3件、予算に関する議案が5件、その他の議案が1件です。

つきましては、担当部長から説明いたしますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○小倉 博委員長

ありがとうございました。

ここで市長は退席となります。

ここで暫時休憩をいたします。 [午後 1時28分]

○小倉 博委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時28分]

本日の日程は、審査予定表のとおりであります。

なお、議案審査関係資料につきましては、お手元のタブレット端末でご覧になれますので、ご活用くださいようお願い申し上げます。

ここで、執行部に申し上げます。

議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき審査することといたします。

議案集及び議案概要書等は、説明ページ番号を言ってから説明されますようお願いを申し上げます。

また、能率的、効率的な委員会運営を図るため、説明は単に数字を言うだけでなく、簡潔な説明並び

に簡明な答弁をお願い申し上げます。

それでは、本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

初めに、議案第48号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市長公室から特に補足説明等はございませんか。

○市長公室長（横田 茂君）

補足説明させていただきたいので、政策経営課長から説明をさせていただきます。

○小倉 博委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○政策経営課長（神野 厚君）

それでは、補足といたしまして、福祉事務所の位置の変更についてご説明いたします。

お手元のタブレット端末をご覧くださいと思います。

今回の改正におきまして、現在、千代田ショッピングモール内で整備を進めている中央庁舎での供用開始に併せまして、現在の千代田庁舎から中央庁舎に移転することとなります。

この条例の施行期日は令和7年4月1日を予定しておりますが、福祉事務局の位置に関する改正規定につきましては、規則で定める日とするものでございます。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

組織編成があっても、人員は基本的には変わらないということですね。

○政策経営課長（神野 厚君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

基本的には人員的には変わらないんですが、人事上の問題もございましてお答えはちょっと。

○市長公室長（横田 茂君）

事務としては何か大幅に変更しているということではございませんので、組織の再編ということでございますから、そういった意味では職員数というのは変更はないと言えるのかもしれませんが、人事上のこともございます。多少の増減の可能性は十分あると思います。

○佐藤文雄委員

組織は変わっても仕事の内容は基本的には変わらないと、だから人員についても変わらないだろうけれども、いろんな今後の推移の中ではどうなるかというのはまだ確定ではないということですね。

○市長公室長（横田 茂君）

委員おっしゃるとおりでございます。

私たちもそういった理解の下で再編させていただいております。

○佐藤文雄委員

それから、今、神野課長が福祉事務所の件を言ったんですが、4月1日、何か規則で定める日から施行というのを、規則の定める日というのはどういうものでしょうか。

今、Wonder GOOのほうに移転をするということになっていますが、大体仕事が完了してすぐ立ち上がる時を考えているのかどうか。

○政策経営課長（神野 厚君）

福祉事務所の位置に関する規定を規則で定める日とする理由につきましては、千代田ショッピングモール内に整備を進めている中央庁舎での供用開始時期に合わせる必要があるため、規則で定める施行日を定めることとしたものでございます。

○市長公室長（横田 茂君）

ちょっと補足で。

この表現は、今後、規則として福祉事務所の位置の改正に関する条例に関する施行の日を定める規則というものを、今後制定をしていくことになると思います。そこで何月何日というようなことで決めるということでございます。

それはどういう日かといいますと、今、神野課長が言ったとおりでございます、実際に移転して事務ができるような体制が整い次第、そういった日にちを決定していくわけでございます。そういった意味でございます。よろしくお願いします。

○佐藤文雄委員

つまり、規定はきちっと出さないと正式には業務として遂行できないということですね。

つまり、市になって福祉事務所というのは移管されている。普通、町村だと福祉事務所というのは県ですから、その関係もあるということの理解でよろしいんですか。

○市長公室長（横田 茂君）

はい、そのとおりでございます。

この規則を定めるに当たっては、この条例の施行全体が4月1日ということで、今決めている中での話ですから、異なることは予想されるということでございます。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○櫻井繁行委員

ちょっと佐藤委員の関連になってくるんですけども、令和6年8月27日の全員協議会で頂いた資料を確認すると、今回の組織機構の一部見直しについては、大きなポイントがあるというふうに政策経営課のほうで資料を頂いていて、もちろん行政組織機構のスリム化ということで8部24課にしていく、理解はするところです。

もう一点、大きな問題として、前提としてあった不適切な事務処理の再発防止に向けるという、適切な人員配置をできる体制を整備するというふうにあるんですけども、この主なポイント、重要なところだと思うので、このスリム化、組織体制を変更することによって、本来人員を増員するというのは望ましいとは考えていますけれども、具体的にどういった再発防止に向けて事務処理を行っていくのかというのをお聞かせ願えればと思います。

○政策経営課長（神野 厚君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

スリム化につきましては、5人以下の小さな組織といいますか、課のほうの統合、再編しまして組織のスリム化を図っていきたいと考えているところです。

それともう一点につきましては、人員の融通を利かせるような形のものでできればと考えているところでございます。

○櫻井繁行委員

融通を利かせるという、課長、お話ですけども、これは適切な人員配置というような、資料を見る

と書き方なんですけれども、ある程度担当部局とか担当課のほうに希望を聞いて適切な人員配置をしていくという、適切な人員配置というところは非常に大事なところに今回のこの改正はなってくると思うんですけれども、その辺をお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○政策経営課長（神野 厚君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

事務に関しましてはいろいろ動きがございますので、担当課からお聞きしたりとかというのは特に予定はしてないんですけれども、事務の中の量の中で適切な人員配置が組織上できるようにということで考えたものでございます。

○櫻井繁行委員

言葉どおり組織機構の編成ということですから、人員の増員がなければそういうことなんでしょうけれども、何か説明を聞いて今までの答弁、市長公室長からも課長からもいただいて思うのは、抜本的な解決にはやっぱり全然なってないんじゃないのかなと思うんですよね。

年度当初ですし改善をして、こういったことで部の再編成、そして課の再編成をして、また新たな体制で取り組んでいく、そういうことはしっかりと評価したいと思うんですが、やはり適材適所、会計年度任用職員でもいいですし、そういった方々をしっかりと置いて、何となく職員のマンパワー不足というのを僕は否めないと思うんですけれども、そういったところも考慮しながらこの行政組織機構の改革ということを行っていただきたいと思うんですが、市長公室長、いかがですか。

○市長公室長（横田 茂君）

今回、行政組織のスリム化を行うに当たっては、我々が今取り巻かれている社会的な状況も大いに関係あります。職員もなかなか人員確保が難しい時代になってきつつあります。それが顕在化してくるようなときにもなりかねませんので、そういったことも踏まえたと、より一段効率的な体制を取りながら、今委員がおっしゃったような随時の変動のあるような業務には、随時職員の確保を適宜図りながら緩やかにうまく運営していくということで対応せざるを得ないような時代になりつつありますので、できるところはまずはやりつつ、委員指摘のとおり適宜対応策を常に確保していくということになろうかと思います。

○櫻井繁行委員

部の再編と課の再編ということで、大きく変わるところ、多少変わる、そういったいろんな担当課もあると思いますし、これ以上に横の連携というのも強化しなきゃいけないところもあると思うので、しっかりと職員の皆さんにも落とし込みをしてもらって連携をしていただきたい、そしてこれは要望に最後なっちゃうかもしれませんが、非常に見た感じ、たまに夜遅く市役所の前なんかを走ってもまだまだ電気がついてるような状況が、これは僕の主観かもしれませんが見受けられるんですよね。

だから、何か職員さんたちの働き方改革であったりとか、何時まで残業とかそういったところまでの組織体制というか、何か非常にそういうところも定時だけで済まないような職務体系にあるようなところも何となく私は感じとっているんで、そういったところも含めて、まずはこの令和6年度しっかり取り組んでいただいて、今後ケアレスミスなきよう進めていただくことと、令和7年度にはまた適切な人員配置ができるような予算措置をするような、そういったことをお願いしたいと思うんですが、最後、市長公室長、いかがですか。

○市長公室長（横田 茂君）

今回提案させていただいているのは組織のことではありますが、職員の働き方含めて人事上と密接に

関連している状況でございますので、そのご指摘は非常に重要な課題だと思っておりますので、十分に協議しながら見直しを進めてまいりたいと思います。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

○佐藤文雄委員

今、櫻井繁行委員の追加なんですけど、この前全員協議会で副市長が指摘したあの件なんかも、今回の組織の改編につながったと理解してよろしいですか。

○市長公室長（横田 茂君）

この間の部分だけではありませんが、全体的に同様の事案が多発しているというのが十分今回の見直しにはつながってございます。

そういった件も含めて、もう少しできるところということで、私どもの考えとしては一部組織の見直しに手をかけてきたということでございます。

よろしくお願いします。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

そのほかにございませんか。

○設楽健夫委員

議案概要書の（２）のイの項目でちょっと質問しますけれども、この建設・都市建設部門の連携強化を図るため、上下水道部を都市建設部に統合すると。

このことについては、様々な道路工事だとか下水道工事をやっていく上で一元管理という意味では、私は効率的によく進んでいく内容かなと思っているんですが、その中で会計については下水道部門は企業会計という形でやっていますけれども、その後ろの（６）のところにある、かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例について、一部関係条例の改正というふうにありますけれども、これとの関連性があるのかどうか分かりませんが、会計上、財政的にも一元管理されていくというふうなことも考えておられるんですか。

○市長公室長（横田 茂君）

今回の条例の附則における上下水道関係の見直しにつきましては、あくまでも組織のことでございますので部の名称が変わるということでございます。

委員ご指摘のとおり、財政面の話につきましては、これまで以上にそういうご指摘もありますから、連携をとりながら公営企業部門とやっていくという考えでございます。

よろしくお願いします。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

そのほかにございませんか。

[発言する者なし]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

ここで委員各位に申し上げます。

本案につきましては、多数の部署にまたがる案件であるため、各部署への質疑を行い、本日審査予定の総務部納税課所管に係る部分の質疑が終わった後に、討論並びに採決することといたします。

それでは、議案第51号のうち、市長公室の所管に係る部分を議題といたします。

市長公室から特に補足説明等はございませんか。

○市長公室長（横田 茂君）

まずは、政策経営課のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

○政策経営課長（神野 厚君）

それでは、議案第51号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち、本課所管の部分につきましてご説明いたします。

お手元の議案集32ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、15款2項1目の総務費国庫補助金のうち、上から3番目の過疎地域持続的発展支援交付金については、旧志土庫小学校の特別教室等整備事業に係る経費の一部として本交付金が交付される見通しとなったため1001万円を補正するものでございます。

この補正によりまして市債の補正もございますので、議案集33ページをお開きいただきたいと思います。

上から2段目に記載があります22款1項1目総務債におきまして、本支援交付金の交付が見込まれることを受けまして地方債の一部を国庫補助金に振り替える手続といたしまして1000万円を減額補正するものでございます。

その他、地方債の補正につきましては、今回補正いたします普通建設事業に活用するため、事業に要しました起債を補正するものでございます。

次に、お手元の議案集34ページをお開きください。また、議案概要書につきましては12ページのナンバー2をご覧くださいと思います。

議案集34ページの中ほどに記載のございます2款1項6目の企画費の企画調整に要する経費のうち、有識者謝礼につきましては、市街地に図書機能を備えた施設の検討を進めるために設置を予定しております検討委員会の委員謝礼としまして9万6000円を補正するものでございます。

次に、22節国庫補助金等返還金につきましては、令和5年度に国から交付を受けて住民税非課税世帯に対しまして1世帯当たり7万円を給付いたしました支援給付金支給事業につきまして、事業実績により超過受入れ分を国に返還するための経費としまして150万3000円を補正するものでございます。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

過疎地域の交付金が出たので、市債の旧志土庫小学校の事業債を振り替えるということですね、まず一つ。

○政策経営課長（神野 厚君）

そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

それから、ちょっと今日聞き逃したんですけども、今、企画調整の経費の有識者謝礼はちょっとよく聞き取れなかったんですけども、有識者謝礼ってもう一度正確に言っていただけますか。有識者ってどういう人なのかも含めて。

○政策経営課長（神野 厚君）

市街地に図書機能を備えた施設の検討を進めるための検討委員会の委員謝礼として9万6000円を補正するものでございます。

○佐藤文雄委員

市街地に図書機能を整備するための有識者ということは、私は一般質問で市街地の中心に図書館なりそういう複合交流施設を造ったらどうかという質問をこの前したんですが、それに関連するんでしょうか。いかがですか。

○市長公室長（横田 茂君）

そのとおりでございまして、市街地に図書機能の確保をするための検討委員会の設置を今検討しております、補正予算が議決いただけることになりましたら来月あたりから議論のほうを始めたいと、そのための経費として謝礼を計上させていただいているということでございます。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

○市長公室長（横田 茂君）

情報政策課のほうから補足説明をさせていただきたいと思います。

○情報政策課長（田中英昭君）

議案第51号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち、情報政策課所管分について説明申し上げます。

議案概要書は12ページのナンバー3、議案集は32ページをお願いいたします。

議案集の説明欄の上から2番目、15款2項1目総務費国庫補助金、デジタル基盤改革支援補助金110万7000円です。こちら、国が進めております標準化・共通化システムに対する補助金でございます。補助率は10分の10で、内訳としまして情報政策課所管分と市民課所管分がでございます。

このうち情報政策課所管分の対象となる歳出経費でございますが、こちらは議案集の34ページをお願いいたします。

中段２款１項７目、0103基幹系電算システム管理に要する経費、12節標準化・共通化システム改修業務委託27万5000円、こちらは当初予算では見込んでいなかったマイナンバー関連のネットワーク機器の設定変更費でございます。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、情報政策課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

マイナンバー、標準化・共通化システムの改修業務委託ですけれども、当初考えていなかったのも、どういうふうなことを国のほうは考えているんですか。何か追加、どういうふうな中身なんでしょうか。追加の中身。

○情報政策課長（田中英昭君）

こちらは国のほうで追加というものではございませんで、この標準化・共通化システムの大きな改修の中で、令和６年度の当初予算編成時には業者から参考見積を徴収した時点ではこれが漏れておりまして、業者のほうではこの作業が生じることを認識していなかったものでございます。

したがいまして、今回の補正予算で追加計上するものでございます。

○佐藤文雄委員

こちらで設定されているだろうと思っていた業者に委託したら、それ入っていませんよということで、慌てて今回の補正予算で国にも確認をして、改めて補正予算にしたということの理解でよろしいですか。簡単に言うとチョンボ。

○情報政策課長（田中英昭君）

誤りではございませんが、漏れていたという点で委員の認識のとおりでございます。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

ほかにごございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第50号 かすみがうら市都市公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、都市建設部から特に補足説明等はございませんか。

○都市建設部長（稲生政次君）

それでは、議案第50号につきまして、都市整備課長からご説明申し上げます。

○小倉 博委員長

説明を求めます。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

それでは、議案第50号 かすみがうら市都市公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案概要書は８ページ、議案集は22ページでございます。

今回の条例改正は、議案概要書にありますように第２常陸野公園の有効活用と周辺地域の活性化を図り、新たな民間活力を導入し利活用するためのものでございます。

既にホームページ等でご承知の方もいらっしゃるかと思いますが、第2常陸野公園の事業提案、アウトドアフィールドの活用事業の募集において、本年8月1日に優先交渉者が決定されたことを受けまして、その契約に向けた手続を進めるため、今議会定例会において同公園を削除した条例の制定を提案させていただくものでございます。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、都市整備課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

周辺地域活性化を図り、という、このところは具体的にどういうことを指しているのか、教えていただけますか。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

正式には、これは所管課はスポーツ振興課となるわけですが、概略をお示ししますと、今回提案して優先で決定されたのはエバラ食品工業株式会社ということで、焼肉のエバラのたれを作っている会社なんです。実際にアウトドア施設として活用をいたすということになっております。キャンプ場及びバーベキュー場といったものが整備されます。

その事業概要として、食をテーマにしたアウトドアの施設ということで、そういったものをそこに立地いたしまして周辺の施設及びその周辺の産業等を活用したものを事業として進めていくということで、周辺の活用にもつなげていくという事業提案の下に採択した業者でございます。

○櫻井健一委員

以前、第2常陸野公園でバーベキュー場がありまして、近所からちょっと苦情が来てできなくなったという経緯があるんですけども、そこも含めて活性化ということでよろしいんですか。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

業者からの事業提案の中でそういったものをテーマにしたアウトドア施設ということなので、そういうものを今後協議しながら進めていくということかと思います。

○櫻井健一委員

なかなかバーベキューなどできる場所が少なくなっている中でそういう提案はすごく望ましいと思いますので、ぜひ今回は成功して近所の人ともうまくできるようなことに配慮して進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

今後、開発担当課の私どもとも協議する機会があると思いますので、そういったものも含めて進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○佐藤文雄委員

これは一昨年でしたっけ、その前でしたっけ、1900万円で購入したところですね。確認です。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

令和4年になるかと思いますが、購入については。すみません、手元に正式な金額というものは持ち合わせてございませんが、その2分の1について追加買収をした土地と合わせ全体を今回の事業地として考えております。

○佐藤文雄委員

1900万円だったような気がするんですが、その全体の半分の利用ということなんですか、今回は。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

すみません、ちょっと説明がうまくできなくて。

購入したのが同公園の2分の1ということで、たしか記憶では1900万円は予算上で、購入はもうちょっと低かったかと思うんですが、購入した土地の、残りの2分の1はもともと市有地として買収済みであったので、トータル4万5000平方メートルぐらいを全体で今回の事業地として考えてございます。

○佐藤文雄委員

今、櫻井健一委員が心配したように住民の問題があるということで、これは住民説明会はやった上でこういう契約までになったと思うんですが、住民説明会はやったんですよね。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

すみません、私は担当課じゃなくて、その事業説明会の有無についてはちょっと手元に資料がございませんので分からないんですが、一応ホームページ上では、今後、基本協定の締結や地域説明会の開催などということで記してありますので、今後行われるものだと思います。

○佐藤文雄委員

そうすると、今、櫻井健一委員が言ったように、あそこはバーベキューでうるさいといって地元のほうからの不評があったわけでしょう。

今回はエバラ食品工業株式会社がアウトドアということでやるということになると、どういうイベントをやるか分かりませんが、そうすると逆にまた住民説明会をまずやったほうが、逆にやってからのほうがいいんじゃないかなと素直に思うんですが、どうなんですか。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

担当課のほうで対応しながら進めていただく形になるかと思います。

○矢口龍人委員

これは都市公園から今度条例外すということですから、これは所管はどこになるんですか。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

例規上の所管課ということで、現在、都市整備課のほうに置かれていたわけなんですけど、実際の実務的な所管というのは、令和4年度の買収した段階からスポーツ振興課のほうに置かれていた場所でございます。

○矢口龍人委員

そうすると、今度、条例改正でスポーツ振興課の所管になるということで、今お話になっていたエバラ食品工業株式会社の関係の話というのはどこの所管になっているんですか。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

今回のアウトドアフィールドの有効活用ということで事業提案等々を進めてきたのは、スポーツ振興課のほうで進めてきた内容でございます。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

スポーツ振興課で進めてきたから、住民説明会のことについては所管じゃないから分からないというふうな発言だった気がするんだよね。簡単に言うと。

逆に、今から住民説明会となると、逆なんじゃないかという意見なんですよ。

櫻井健一委員も、そういう過去の経緯があるからどうなんだろうという質問だったでしょう。それ、所管が違うからという答えはないよね。そしたら、スポーツ振興課を呼んできて、スポーツ振興課は逆に説明会はどうしたんですかと、逆に説明会はいつやるんですかと、やっていなければ。普通はや

ってからですね。そういうことが。だって、それだけのクレームがあったわけでしょう。

どうですか。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

今回、改めてそこで事業が行われるということで、事業をやっていただける業者が決まったということで、先に進められるというような状態が確定したので、その進める内容に合わせて事業等の説明会をやっていくという形になるかと思しますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

○佐藤文雄委員

私が理解する問題じゃないんだよ。地元の人たちが理解するかどうかなんだよ。

だから、そういう事業を進めますよと。全部決まってから住民説明会じゃ、何か逆なんじゃないですかという質問なの。

そうすると、スポーツ振興課はどう考えているんだということなんですよ。だから、仲澤課長が答える問題じゃないんだよ。スポーツ振興課はどういうふうに考えていたんだと。それまでずっとこの事業を進めてきたわけでしょう。今度は都市整備課の管轄になるんでしょう。これ、公園から外すから。違うのか。スポーツ振興課のままで、ただ公園として外すということなんですか。

だから、スポーツ振興課がやっぱり関わっているから、スポーツ振興課がきちっと説明したほうがいいんじゃないですか。

○小倉 博委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時08分]

○小倉 博委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時13分]

先ほどありました質疑に対する答弁を一時保留いたしまして、この保留しました答弁につきましては、担当部署において答弁が整い次第やりますので、次の答弁をしますので後回しにしたいということをお願いいたします。

続いて、議案第51号のうち、都市整備課の所管に係る部分を議題といたします。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

それでは、議案第51号のうち、都市整備課所管に係る部分について説明をさせていただきます。

議案概要書は9ページ、議案集は23ページからの補正予算となります。

今回の補正予算につきましては、昨今頻発します地震対策として実施します木造住宅の耐震診断を行う診断士の派遣事業につきまして、市民の関心の高まりなどから当初見込みよりも申請件数が大幅に増えましたことから、追加補正をさせていただくものでございます。

初めに、歳入についてでございます。

議案集の32ページをお願いいたします。

1段目の表の一番下のところでございます。15款2項8目社会資本整備総合交付金、1節の社会資本整備総合交付金です。住宅・建築物安全ストック形成事業補助金としまして事業費の2分の1、51万6000円が国費として補助されます。

同じく32ページの2段目でございます。16款2項6目土木費県補助金でございます。1節の土木費補助金、茨城県木造住宅・ブロック塀等耐震化支援事業費補助金といたしまして事業費の4分の1が、25万8000円でございますが、補助をされます。

続いて、33ページをお願いいたします。

1段目の表、21款5項6目1節の雑入といたしまして、木造住宅耐震診断士派遣事業の個人負担分で

ございます。1件当たり2,000円の負担で12件分、2万4000円の計上でございます。

続いて、歳出でございます。

38ページでございます。

2段目の表、8款4項2目都市計画推進費のところでございます。0101都市計画調整に要する経費におきまして、木造住宅耐震診断士派遣事業業務委託12件分の追加でございます。105万6000円を増額させていただく内容でございます。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、都市整備課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

能登半島の地震の問題があって木造住宅の耐震診断をしたいという人が増えた、通常よりも、予定したよりも。それで、今大体おおよそ12件ぐらい増えるだろうという見込みなんですかね。ということですか。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

委員おっしゃるとおり、12件ほど今回増額させていただくわけなんです、もともと3件の予定ということとかなり少ない予算を組んでおりました。

これというのは、以前、今回の事業を行う前に平成22年から平成27年までの6年間、この事業を実施いたしました。その中で、最少の年が3件、最多の年が10件でございました。その中の最も少ない数字で今回予算は計上させていただいたということです。実際の申請状況を加味して今回補正をさせていただくという内容でございます。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○道路課長（酒井 宏君）

それでは、議案第51号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち、道路課所管分についてご説明いたします。

議案概要書14ページのナンバー24、議案集37ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

8款3項1目10節需用費、0101河川維持管理に要する経費、修繕料として900万円を計上するものです。

内容といたしましては、令和2年度に創設されました緊急浚渫推進事業債、事業年度が令和2年度から令和6年度となっています事業を活用し、令和3年度から令和5年度までの3か年、浚渫事業計画を策定し、雪入川、飯田川、中根川と浚渫を行っておりましたが、昨年度実施しました中根川の浚渫事業が完了に至らなかったため、今年度、緊急浚渫推進事業債を申し込み、採択されたため、補正を行うものです。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、道路課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

ということは、この市債で中根川緊急浚渫推進事業債というのがありますよね、900万円。これ、中根川は途中で終わらなかったと、どうしてもやらなきゃいけないということで市債を起こしてやると。

これは緊急対策か何かで令和2年度から令和6年度までの間にやれる事業だったけれども、そういう意味では国とか県とかそういうところからの予算が追加にはならなかったと、だから市債を起こすしかなかったということですか。

○道路課長（酒井 宏君）

緊急浚渫推進事業債という国のほうで事業を創設しまして、その中で令和2年度から令和6年度という事業年度が決まっています。

かすみがうら市のほうでは、令和3年度から令和5年度までの3か年、雪入川、飯田川、中根川と3河川の浚渫事業計画をして令和5年度で終わるといような見込みだったんですけども、昨年度の中根川が完了に至らなかったの、改めて事業債の申請をして採択されたので補正予算を計上したものでございます。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第51号のうち、産業経済部の所管に係る部分を議題といたします。

産業経済部から特に補足説明等はございませんか。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

それでは、議案第51号の説明をさせていただきます。

まず、農林水産課所管の補正予算についてご説明をいたします。

まず、歳入でございますが、歳入のほうは議案集32ページでございます。

中ほどになります。16款2項2目1節農業費補助金でございます。説明欄、土地改良区決済金等支援補助金4090万3000円でございます。内容といたしましては、土地改良区の区域からの除外に係る決済金を支援する補助金でございます。

次に、歳出でございます。

議案集が37ページ、タブレット端末14ページになります。

議案集の37ページをお願いいたします。

上から2番目になります。6款1項4目農地利用対策費で、説明欄、01農地利用促進事業、0101米政策推進に要する経費4267万5000円でございます。

この水田利活用推進事業補助金でございますが、主な内容といたしましては、畑地化促進事業における土地改良区決済金等支援が4090万3500円でございます。

この土地改良区決済金等支援の概要といたしましては、土地改良区の地区除外に係る決済金を補助するものでございまして、水田面積10アール当たり定額上限で25万円を支援するものでございます。今回、

酪農家2件から宍倉地区及び戸崎地区において水田面積合計約16.4ヘクタールの申請がございまして、そちらに対する補助となってございます。

この畑地化に該当する土地改良区でございしますが、これらは霞ヶ浦土地改良区のエリアとなっております。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、農林水産課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

一番下の歳入の土地改良区の決済等支援補助金、これは除外に関わるという、これと関連だと思うんですが、これは水田じゃなくて畑地化するという、いろいろ問題になっていたやつなのかなと思うんだけど、もうちょっと、畑地化をするということなんですか。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

お答えします。

既にこれまでも新生地区、また戸崎地区につきましては、酪農家による飼料作物を既に前から作っておりまして、今後につきましてもそのような形の形態をとっていくという内容でございます。

○佐藤文雄委員

酪農家の方が畑地でいろいろ飼料をそこからやるのに、またそれを拡大しようと、16.4ヘクタールとか何とかと言わなかったかな。それを拡大する補助金だというような言い方なんだけれども、もうちょっと。分かりにくいんだよ。ごめんなさい。もう一回、きちっと教えていただけますか。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

今回の補助事業につきましては、水田を畑地化することによりまして、それで、いわゆる土地改良区の水田であれば水代ということで、霞ヶ浦土地改良区につきましては10アール当たり1万4000円の経費がかかるわけなんですけど、今回は畑地化することによりまして土地改良区から水田として除外するというような形で、そちらを支援する補助事業でございます。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

それでは、地域未来投資推進課所管の補正予算について説明をさせていただきます。

議案集は37ページとなります。タブレット端末のほうは14ページでございます。

議案集の37ページをお願いいたします。

中段にございます7款1項2目商工振興費、このうち01商工振興事業、0101商工振興に要する経費112万円でございます。

こちらの経費につきましては、本市の魅力を広く発信し、ふるさと納税の納税額を増やすということを目的としまして、10月から開催されますふるさと納税ポータルサイト主催のイベントに出展する経費

を3回分計上してございます。このイベントへの出展でございますが、これらは出展が抽せんにより決定されますということで、今回抽せんの結果、当選をしたということで、この3回分を計上させていただいているものでございます。

次に、その下になりますが、0102創業支援に要する経費の創業支援補助金700万円でございます。

こちらにつきましては、当初予算といたしまして4件分、1件当たり上限50万円で4件分200万円を計上しておりましたけれども、これらが8月中旬で全て執行済みとなっております。今後、引き続き創業支援を行うため、現在新たに相談を受けている件数が8件ございます。それと、これらの傾向から見て今後の相談があと約6件程度あるのではないかと見込みまして、今回合計14件分の予算を見込みまして計上をさせていただいているものでございます。

この創業支援、創業の増加の理由でございますが、コロナ禍において創業を控えていた方、それから働き方改革が進んだ結果、創業を検討されていた方がアフターコロナとなりまして創業に至ったというようなことが要因ではないかと考えているところでございます。令和6年度初めから創業支援の相談が多く、意欲ある創業者を継続して支援いたしたく、提案をするものでございます。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、地域未来投資推進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

コロナ禍にあって、これまではこういう創業支援があまり活用がなかった、もともと創業支援というのはあったということだと思うんですが、ちょっと記憶がないんですが、いずれにしてもこの8件プラス6件で14件だよということで、主に職種はやはり食べ物、こういうところなんでしょうか。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

創業支援の制度は令和2年から実施しているところでございまして、相談のあった業種については、建設業、清掃業、映像加工業、飲食業、造園業、サービス業とか他業種にわたっております。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○櫻井健一委員

イベント出展料なんですけれども、ポータルサイトに3回分とありましたが、これは違うサイトなのか1つのサイトに3回なのか、教えていただきたいです。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

ただいまの質問にお答えいたします。

イベントについてですけれども、今回ポータルサイトへのイベント出展ということで、まず10月5日、6日にふるなびマルシェというものが東京都世田谷区で行われまして、そちらに1回、あとはふるさとチョイスのほうで11月9日から10日に、こちらは神奈川県横浜市で予定されております。もう一つ、11月23から24日に世界キャラクターさみっと2024と題しまして、こちら埼玉県羽生市で行われるイベント、その3回の経費が112万円ということになっております。

○櫻井健一委員

ありがとうございます。

これは3つともだということなんですけれども、各事業の中の内訳、この金額の112万円の内訳を教え

ていただけますでしょうか。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

全て出展料ということになっておりまして、金額を具体的に申しますと、ふるなびマルシェは10月5日、6日の2日間で55万円、ふるさとチョイスは11月9、10日の2日間で55万円、世界キャラクターさみっとは、11月23、24日の2日間で、2万円ということになっております。

○櫻井健一委員

最後のキャラクターさみっというの、きっと性質がちょっとほかのとは違うものなのかなと思いますけれども、うちのかすみがうにやなんかが出るようなイベントということで解釈してよろしいですかね。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

そうですね、かすみがうにやをそのキャラクターさみっに参加させて、その際に併せてふるさと納税のPR及び本市の魅力を伝えていきたいと考えております。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

○矢口龍人委員

そうすると、そういうふうなイベントに参加するということは、例えばキッチンカーなんかも行ってお披露目したりとか、ちょっと内容を教えていただきたいんです。どんなイベントをやっているのか。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年の例ですけれども、ふるさと納税、今、返礼品の登録数は743件でございまして、公開数は276件あり、それぞれ季節に応じて出品できるような品も変わってございます。

昨年もイベントに参加しておりますが、その際はクラフトビールであるとか、季節的に提供できる焼き栗であるとか、そういったものを持って行ってPRしたところなんです。中には会場の都合で、火は使えない、キッチンカーを持っていけないところもありますので、そういったところは可能な限り魅力ある市の商品を用意し、PRに努めたいと考えております。どうしてもそのイベントの会場の都合によってところもございまして、そのとき活用できる機材や紹介できる魅力ある商品を持っていきPRに努めていきたいと考えております。

○矢口龍人委員

実際のところ、効果というものはどの程度期待できるのか、もしご説明いただければお願いします。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

前年度イベント参加前後の納税状況などを分析いたしましたが、PR効果については、端的にそのときに寄附を受けるようなPRの仕方ではないものですから、長い目線でその効果というのは検証する必要がありますかなと考えております。今年度、8月末日のふるさと納税の寄附状況を前年度比でご紹介いたしますと、寄附件数、前年度比で、こちら件数ですけれども232%の増、2,035件、寄附額前年度比193%増、2730万4000円というふうに、ここ4月から8月末まで見てきてもかなり寄附件数と寄附額については伸びを示しておりますので、そちらのほうがこういったイベントに参加したことによって徐々に市のPRに

つながっていたのではないかなと考えているところでございます。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

ほかに。

○櫻井繁行委員

ふるさと納税、非常に今年度好調というか頑張っていたいただいているということが理解できました。

でも、この出展料55万円って、これが専門職から言うと安いぐらいなのかもしれませんけれども、しっかりとかすみがうら市のPRをしてきていただきたいと思います。

それで、今おっしゃっていただいた8月末日で構わないので、ふるさと納税の状況、ぜひ資料で提出をいただきたいと思うんですが、委員長、いかがでしょうか。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

ただいまの質問にお答えいたします。

後日、お示しできる範囲で提出させていただければと思います。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いします。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

それでは、観光課所管の補正予算について説明をさせていただきます。

議案集は37ページ、タブレット端末のほうの議案概要書は14ページになります。

議案集の37ページをお願いいたします。下から2つ目の項目になります。

7款1項4目観光施設費の01観光施設等管理運営事業、0106農村環境改善センター管理運営に要する経費294万8000円でございます。

農村環境改善センターの利活用につきましては、民間活力による活用へと方針を定めまして、事業者が参入できる体制づくりを整えるということで、現在準備をしているところでございます。今後、施設の貸出しを進めていくに当たりまして必要な経費を計上してございます。

まず、農村環境改善センター運営委員会の委員報酬ということでございましてこちらを計上するとともに、審査委員謝礼といたしまして、公募の審査をするに当たりまして地元の方からも審査の委員として協力をいただくということを予定してございますので、その審査会の委員の謝礼を計上してございます。

そのほか、10節修繕料でございますが、こちらにつきましては、現在、農村環境改善センターの修繕といたしまして、周辺の方への停電、それから事故防止ということで老朽化したパスと高圧ケーブル、これらの修繕に要する経費を計上したものでございます。

12節の登記測量業務手数料でございますが、これらは建物の登記、それから土地の分筆等に要する測量業務の費用を計上させていただいたものでございます。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、続いて観光課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第51号のうち、教育委員会の所管に係る部分を議題といたします。

教育委員会から特に補足説明等はございませんか。

○教育部長（加藤洋一君）

それでは、学校教育課、斎藤課長よりご説明いたします。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

それでは、議案第51号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち、学校教育課所管の補正予算について説明させていただきます。

議案概要書は15ページ、議案集は38ページをお願いいたします。

議案集の下から2つ目の段になります。

10款1項2目事務局費、01教育委員会事務局運営事業、0201教育委員会事務局運営に要する経費、補正予算額269万4000円でございます。

現在、霞ヶ浦コミュニティセンターにございます教育委員会事務局の事務所を令和7年4月から千代田コミュニティセンターへ移設するに伴いまして、公務支援システムやIP電話など、市内の学校と教育委員会を結ぶ専用のネットワークとか専用回線があるんですが、そちらを再設定、調整が必要となるため、修繕料として18万9000円、また、事務所の移転に伴いまして事務用机、椅子などの購入に伴う移設管理用備品購入費250万5000円を計上するものとなります。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、学校教育課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

千代田コミュニティセンターに教育委員会が移るというための経費だよということですね。

この施設管理用備品というのを、内訳なんかがあれば、後でよろしいですから、口頭でもいいですけども、内訳あれば提出していただけますか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

それでは、一応資料でも出させていただきますが、今、簡単にちょっとご説明させていただきます。

まず、事務用の机としまして、今度、中央庁舎でも使うのと同様になろうかと思うんですが、4人で1台に座るフリーデスクというものを購入します。それが合計で8台、32席分を用意します。それと、部長と教育長分の事務用机を2台、それと各個人用に移動式の下にタイヤがついたキャビネットを席分としまして32台、そのほか椅子も教育長、部長含めて34脚と、そちらの購入費と、搬入経費と組立て経費が乗っかるというような内訳になってございます。

後ほど資料として提出したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

じゃあ後で。

○矢口龍人委員

それで、今ある机と椅子はどういうふうにするんですか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

庁内の協議の中でこういうふうに進めてくださいということでしたので、我々計上したところではございますが、現在のものをそのまま残すというか、最終的には処分になってしまうかなとは思っています。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○久松公生委員

今の説明の中で千代田コミュニティセンターに教育委員会が移るという話なんですけれども、たしか昨日、霞ヶ浦コミュニティセンターの説明の中で全員協議会があったんですが、空調整備が約1年ぐらいかかるとかという話で休止するということがあっての、この千代田コミュニティセンターへ教育委員会が移動というふうな解釈になるのでしょうか。

説明をちょっと聞いていなかったもので、確認したいと思いますけれども。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

そちらも一つの要因かと思います。

今後、移設して一時的というところかどうかというのは今後のあれになるかと思うんですが、基本的には移設したらそのままという形にはなろうかなと思っています。

○設楽健夫委員

この教育委員会の移設というのは、いつどういう経過で決まったんですか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

まずは、1点目、先ほど久松委員からもあったように、施設の使えないという問題がまずあろうかなと思います。それに付随してこういったお話が教育委員会、ここの工事をやるには事務室として使えないというところで移設というお話が出てきたところでございます。経過的には、ちょっと押し出された結果の下、こういうふうなのかなと思いますけれども。

やはり事務室を配置替えというか、今入っている施設自体がやはり使えないというところの中で、庁内協議の中でそういうふうにしていってはどうかというところで協議をいただいて、そちらだったら教育委員会の移設ができるというところのお話でしたので、そちらで進めましょうというところでございます。

○設楽健夫委員

これ、昨日もそういう話がありましたけれども、霞ヶ浦コミュニティセンターのお風呂の問題もありますけれども、今後改装してどういうふうにしていくのかということ、教育委員会がよく分からないですけれどもいつのまにか千代田コミュニティセンターのほうに移ると。じゃあ、あそこの教育委員会のあとの部屋は、図書館の脇にありますけれども、どういうふうに使っていくのか、そういう基本的な計画とプログラムがあってこういう話が出てくるんであって、霞ヶ浦コミュニティセンターの基本的な今後の改修あるいは運用計画とかそういうものを出してください。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

申し訳ございません。やっぱり霞ヶ浦コミュニティセンターの所管が地域コミュニティ課になりますので、我々教育委員会としてはそちらの計画等々携わっているものではございませんので、私からのご回答は控えさせていただきます。

○設楽健夫委員

ということは、教育委員会に対してそういう基本的な計画、説明があったと思うんですけれども、そういうものを出してください。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

今、設楽委員おっしゃるような計画とかそういったものについては、ちょっと我々もお示しはされてはいませんが、協議の中でそういった経過ではどうだろうかというところの庁内協議の中での進んできたことですので、庁内のその担当課同士のという感じだと思うんですが、その中のところで方向性としてこういうふうにしていきたいと思いますというところですので、申し訳ございませんが提出できるような資料等は私どもでは持ち合わせてはございません。

○設楽健夫委員

庁内協議というのはどういう協議体ですか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

施設全般的な運用の中で、我々受け手になってしまうのかもしれませんが、まずは、先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、今の霞ヶ浦コミュニティセンターが改修が必要で使えなくなるよと、その工事期間中は教育委員会としても事務所としては置くことができないと、そうした場合にどちらかに移転いただけないかというようなのを政策経営課なり担当ベースからお話をいただいて、我々としても教育長はじめ、いろいろと協議した中で、今の現在の位置に継続することが一番望ましいとは考えるところですが、やむを得ず場所を移転することに同意しようというところかと思います。

それは、担当ベースの同意ですので、庁内協議というか会議というベースではございません。

○設楽健夫委員

協議体と協議した人たちの名前でも構わないですけれども、会議録と、出してください。

何か分からない会議体で決まって、そういうふうになったからじゃあ補正予算こういうふうに計上します。

根拠がいつどこでどういうふうに決まったのか、どういう協議体で決まったのか、何か。

○小倉 博委員長

答弁できますか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

こちらのお話については、我々単独ではちょっと回答しかねる部分もありますので、政策部門ともちょっとお話しさせていただいて、ご回答とさせていただければなと思うんですが。

○小倉 博委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

ここで休憩を取りたいと思います。10分間休憩ということで、3時5分から。〔午後 2時55分〕

○小倉 博委員長

それでは、会議を再開します。

〔午後 3時04分〕

先ほど設楽委員の質問に対しての説明の中で、ちょっと私で終結という言葉にいたしましたけれども、政策経営課も来ていますので、継続して答弁を求めたいと思います。

○市長公室長（横田 茂君）

政策経営課長からご説明申し上げます。

○政策経営課長（神野 厚君）

それでは、先ほど設楽委員からのご質問の件につきましてご説明申し上げます。

教育委員会、教育部門のほうが霞ヶ浦コミュニティセンターから千代田コミュニティセンターに移転するというお話の件なんですが、組織の見直しに併せまして、部長会議と庁議、それから8月7日の総務委員会、8月18日の行政機能拡充プランの見直しということで区長の方にもご説明をさせていただいております。それから、8月23日の教育委員会と8月27日の全員協議会でご説明をしたとおりでございます。

今後につきましても、地域ミーティングなどで市民の方々に周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

〔「報告じゃないの。今のは報告でしょうよ。どういう経緯でもって行くことになったんですかという質問でしょう」と呼ぶ者あり〕

○小倉 博委員長

改めて答弁を求めます。

○設楽健夫委員

この教育委員会の移転、なぜそういう計画が決定されたのか。

一つは、霞ヶ浦コミュニティセンターの空調及び照明の修繕ですか、そういうものの話が昨日もされてきましたけれども、霞ヶ浦コミュニティセンター全体の基本的な今後の運営計画だとかそういうものも恐らくあって、全体の教育委員会が千代田コミュニティセンターに移っていくということについて、その基本的な計画案というのはどこで作成されて、そして決定されたのかということを説明してくださいということです。

○政策経営課長（神野 厚君）

教育委員会の移転につきましては、霞ヶ浦コミュニティセンターが開館から26年を経過しておりまして、先ほど委員からありましたように空調設備などの耐用年数が迎えていることから、財政負担を抑えつつ計画的な修繕が必要ということで、令和7年度以降に空調設備の改修工事を予定し、その後も優先度の高いものから順に修繕改修を進めてまいりたいと考えております。

また、改修に当たりまして、改修中の騒音や工事による影響を避けるためにも、別の施設で業務を継続することが望ましいと考えまして、慎重に検討を重ねた結果、施設の利活用とともに築年数が浅い千代田コミュニティセンターに移転することの案でこれまで検討を進めてきたものでございます。

○設楽健夫委員

いや、霞ヶ浦コミュニティセンターそのものを見れば、図書館もある、あるいは厨房もある、様々な施設がありますよね。そういう施設がある、教育委員会も入っている、お風呂は今調査中であつたという中で、どういうふうな修繕の基本計画を立てているのか、それがあって図書館はどうする、あるいは厨房はどうする、あるいは会議室はどうする、そういうものがあって初めて教育委員会はどうする、千代田コミュニティセンターが空いているから、じゃあ向こうに行ってくださいと、そういうものではないと思うんですけれども、いかがですか。

○政策経営課長（神野 厚君）

ただいまのご質問にお答えします。

基本計画、修繕計画につきましては、ただいま計画の策定を進めているところですので今の段階ではあれなんですが、実際には、先ほどもご説明させていただきましたように、施設の利活用と改修を予定しているということを前提に踏まえまして、教育委員会の部門、教育委員会を霞ヶ浦コミュニティセン

ターから千代田コミュニティセンターに移転することを踏まえまして検討を重ねてきた結果でございます。

○小倉 博委員長

設楽委員、よろしいですか。

○設楽健夫委員

基本的な行政の計画があつて、そしてその下で様々な計画が行われていく。千代田コミュニティセンターが空いているから、向こうのほうへちょっとの間行ってくれと、そういうふうにはしか聞こえないんだ。

○市長公室長（横田 茂君）

霞ヶ浦コミュニティセンターにつきましては、先ほど課長が言いましたとおり大分経年劣化も見られます。申し上げたとおり、修繕の計画が具体的に今進んでいるところでございます。

委員ご指摘のとおり図書館もある、様々な機能を持ち合わせている複合施設でありますので、いざその計画を実施するに当たっては、十分に配慮しながら、そして時期を見ながら、そしてうまく工事と、あと利用とがうまく合うように、そのあたりを十分配慮していきたいと思っております。

ただ、空いているからということではなくて、そういった状況も踏まえた上で千代田コミュニティセンターへの選択というものも選んできたところでございますので、ご理解をお願いしたいと思えます。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○設楽健夫委員

庁舎の再編成だとか様々な計画については、これは我々もそうですけれども住民の意向もきちっと提案して把握しながら、そして丁寧に進めていくということが必要だと思うんですよ。

そういう意味で、今回のように霞ヶ浦コミュニティセンターはこれから様々な施設の運用については、修繕に当たってこれから整理をしていきますと、取りあえず教育委員会については向こうの千代田コミュニティセンターに移転して活動していくというふうであるとするならば、それはそういうふうに説明しなくてはいけないものであつて、一時的なものであるとするならば、机だとかそういうものは買う必要がないわけですから、そういうことも含めてきちっとやはり計画を市民あるいは我々に対しても説明をして、そして双方の納得の上で進めていくというのが基本だと思いますけれども、いかがですか。

○市長公室長（横田 茂君）

ご指摘はそのとおりだと思います。

一時的に教育委員会を移転するというものではありません。

近年、教育委員会につきましては、移動も結構ご指摘をされているところでございますので、そういったものを踏まえた上で、霞ヶ浦コミュニティセンターの今後の状況というのも考慮した上で判断をしたところでございます。

この状況につきましては、今後行われる住民の皆様との地域ミーティングでありますとか、あるいはその先の数々の懇談会でありますとか、そういった場で次の議題として皆様からご意見を伺うように、そういったものを心がけていきたいと思えます。

○設楽健夫委員

最後にしますけれども、要望ですけれども、こういうふうに決まったから、地域ミーティングでこういうふうにしていただきではなくて、こういうふうな案で物事を進めていくという、その前のステップ

が必要だということをぜひよろしくお願いします。

○小倉 博委員長

要望ということでよろしいですか。要望ということで。

以上で、教育委員会の議題に関しては質疑を終結いたします。

ここで、先ほど継続になっておりました、都市公園の議案第50号に戻りまして、担当部局のスポーツ振興課長が来ましたので、経過をご説明、よろしくお願いします。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

スポーツ振興課長の由波でございます。

私のほうから、第2常陸野公園の利活用についての現在の進捗状況及び今後のスケジュール等についてご説明申し上げます。

まず、本年6月10日に公募を開始してございまして、7月8日に締切りを行っております。その際、2事業者からの公募がございました。それに基づきまして、8月1日にプレゼンテーション審査会を実施しまして、そのうち優先交渉決定者として、エバラ食品工業株式会社が決定してございます。

現在は、基本契約等に基づく基本協定の締結を9月2日付で完了してございまして、9月29日の日曜日午後7時からですが、地元説明会ということで、中佐谷地区の生活改善センターにおいて地元説明会を開催する予定となっております。

今後の予定としましては、令和6年12月中に賃貸借契約の締結と、運営に関する基本協定の締結を行いまして、その後、令和7年1月以降は、エバラ食品工業株式会社で開発許可または改修工事等を行いまして、4月1日から賃貸借を開始したいと思っております。

ちなみに、アウトドア施設ということで、キャンプ場やバーベキュー施設の計画をしておりますけれども、今のエバラ食品工業株式会社のスケジュールですと、来年8月をめどにオープンしたいということをおっしゃっていました。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

改めて、質問。

○櫻井健一委員

すみません、アウトドア、キャンプということで、以前バーベキュー施設をやったときに、近隣住民から反対があつてできなくなったという経緯がありましたもので、そういったことをまた繰り返さないような、エバラ食品工業株式会社への配慮ですとか、それに対する対策みたいなことのお話はされていますでしょうか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

ただいまの質問にお答えします。

8月1日のプレゼンテーションの際に、エバラ食品工業株式会社のほうからは、平日の管理等については管理人の常駐というものは無いんですが、監視カメラ等を設置して対応したいということと、週末については管理人を常駐して、そこはしっかり対応していきたいということと、現在入り口が何も柵もなくオープン状態になっていますので、そこを未使用時の封鎖ということで、チェーンブロック等の封鎖を今検討しているところでございます。

○櫻井健一委員

お酒等が入るとはしゃぎ過ぎちゃって近隣に迷惑がかかるというようなことに配慮しながら、慎重に進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

そのように対応してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○佐藤文雄委員

問題は全て決まってから住民説明会ということなんですよ。9月29日ですか、中佐谷地区の集落センターでやるというんですが、そういうプレゼンにしても、公募にしても、そういう状況というのは、一定程度、中佐谷地区の第2常陸野公園の周辺の方にはそれなりの話はされていて、その方たちも一定程度理解は出ていると考えているんですか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

ただいまの質問にお答えします。

中佐谷地区住民の全員にまだ周知というのはしておりませんが、今回8月1日に実施しましたプレゼンテーション審査会におきましては、地元の区長並びに副区長を委員として、今回プレゼンテーション審査会を実施してございます。そういった意味では、地元の区長等には一定の理解をいただいていると思っておりますけれども、地元説明会はこれからになりますので、住民の方には一定の理解をいただくように、今後説明会等を開催して努力してまいりたいと考えております。

○佐藤文雄委員

プレゼンの判定者に中佐谷行政区の区長と、誰ですか、あと入っているのは。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

中佐谷行政区の区長と副区長、2名でございます。

○佐藤文雄委員

櫻井健一委員が言ったように、経過としては、あそこでバーベキューやっていたんだけど、それでうるさいということで撤退したという経過があるんで、そうすると、あそこにも住民がいらっしゃいますよね。そういう人たちについては事前でも説明はしていますかね。全くしていないかどうか、それをお聞きします。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

周辺住民の方への説明はこれからになりますので、今のところはしておりません。

○佐藤文雄委員

そうすると、今の区長1人と副区長、2人に説明しているから、その2人の区長がどのようにこの問題について話をしているか、伝わっているかというのは分からないということの理解でよろしいですか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

先ほど申しましたように、中佐谷地区住民全員を対象とした説明会はこれからになりますので、一定の理解をいただくのはこれからになります。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○櫻井繁行委員

今、課長から全員協議会で報告もあって、民間活力導入と、非常に喜ばしいことだと思っております。

ただ、そこでも僕、発言させてもらったんですけども、地域住民の理解をしっかりと得られるように取り組んでいただきたいというところをお願いはしたんですけども、なかなかちょっと事務処理のほうで先行しているような状況にあるのかなと考えるんですが、8月2日付で本契約、もう契約のほうで遂行しているような状況にあるので、ほぼほぼ市としてもエバラ食品工業株式会社のほうでいきたいという気持ちはあるでしょうが、やはり近隣住民の理解というところも大事だと思います。

ましてや、第2常陸野公園の近くには、もちろん一般住宅もありますし、果樹園もございます。ドッグランなんかもあったりとかで、また、その中で1個確認したいのは、老人クラブが主体なのか、グラウンドゴルフなのか、ああいうのもやられているような状況もあると思うので、そういったところの報告というか、説明などを行っているのかというのを伺いたいたんですが、いかがですか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

今、第2常陸野公園では、グラウンドゴルフ部の利用と、あと奥にターゲットバードゴルフ場もございますので、その2つが主に活用しておりますけれども、そちらの団体については、本年3月に代表者の方にお会いしまして、令和7年度以降、活用はできませんということで説明しまして、一定の理解はいただいているところでございます。

そのほか、グラウンドゴルフ等については、代替え施設というわけではないんですが、第1常陸野公園の野球場の芝生等も開放して利用していただけるように案内はしているところでございます。

○櫻井繁行委員

説明をしていただけたということで安心はしていますけれども、果たして、住民説明会がありますよね、中佐谷地区の集落センターで。そこにどのぐらいの、中佐谷地区の関係するとか、100世帯弱の地域だと思うんですが、そういう方々が集まってくるのかなというのもやはり疑問なところもあって、なかなか周知って難しいように考えているんですが、この説明会というのはどのように周知をされているのか、伺います。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

周知につきましては、地元、中佐谷区長にまず了解をいただいて、各常会の回覧ということで、周知を出させていただいている状況です。

○櫻井繁行委員

回覧板で周知をしたので、あとは地域住民のご意向とか、もちろん任意の説明会でしょうから、そういった形になると思うので、これは致し方ないところはあると思うんですが、そうはいつでも、この説明会だけに限らず、もうできれば本当に明日ぐらいから近隣住民の皆さんのほうに、こういう方向で進めていますとか、そういったお話もあつてしかるべきだと思いますし、もちろん第2常陸野公園は市の土地でありますから、所有権というのは市にあるのは皆さん重々承知だと思うんですが、やはりそういったところもボタンのかけ違いとか、どうしてもいろんな用地買収なんかでも慎重論になってくるところもあると思うので、トラブルなきように、地域がその施設ができることによってさらに活性化するような、みんなが期待ができるような、わくわくできるような、そういった事業になるように、ぜひ由波課長中心に頑張っていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょう。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

ありがとうございます。

9月2日に基本協定は締結したと先ほど申しましたけれども、その中にも地元説明会における地域住民の意見と要望等に対し可能な限り対応するように努めるということで、エバラ食品工業株式会社のほうには伝えてありますし、当然市としましても、エバラ食品工業株式会社と連携してしっかりと対応していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○櫻井繁行委員

はい。

○小倉 博委員長

そのほか質問ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

それでは、先ほどの議案第50号、これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

反対するわけじゃないんですが、今、私は住民説明会が全部決まってからというところが問題だなと思うんですよ。今、櫻井繁行委員が言ったように、やはり住民の周知ということを徹底するというのと同時に、今エバラ食品工業株式会社のほうも住民の要望については十分に応えると、そして市も連携をしてそれに対応するという言葉をしっかりと伝えて、住民説明会を成功裏に終えて、後でのフォローも考えていただきたいということを述べて賛成したいと思います。

○小倉 博委員長

それでは採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号 令和6年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

上下水道部から特に補足説明等はございませんか。

○上下水道部長(樋田浩幸君)

議案第55号 水道事業会計補正予算(第1号)でございます。

内容といたしましては、上下水道料金徴収業務委託に関しまして、債務負担行為の限度額を設定するものでございます。

○小倉 博委員長

それでは、上下水道課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

今、業務委託しているのは第一環境株式会社という会社ですよ。確認です。

○上下水道課長(瀧ヶ崎卓也君)

ただいまの委託業者は第一環境株式会社となっております。

○佐藤文雄委員

現在の契約はどのような契約になっているのか、教えていただけますか。

○上下水道課長(瀧ヶ崎卓也君)

現在の契約内容につきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間の契約ということで、税込みで3億2109万円となっております。内容につきましては、受付業務、検針業務、収納業務、滞納整理業務、各種資料の作成業務が主な契約内容となっております。

○佐藤文雄委員

税込みで3億2109万円ですね。今度の債務負担行為限度額が3億6080万円ということなんですが、この現状と、この債務負担行為の限度額の関係について教えていただけますか。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

共同プロポーザルで行っておりまして、経費の削減を目的として行っているものですが、今回は物価上昇となりまして、税抜きで比較しまして3610万円の増となっております。これまで共同プロポーザルは過去に2回行っておりまして、第1回の共同プロポーザルで5300万円の削減効果を生んでおります。途中から土浦市が参入しまして、そこで600万円の削減ができたということで、合わせて6000万円の削減効果があったとしております。その6000万円の削減効果を今も維持して共同プロポーザルを行うというような経緯でございます。

○佐藤文雄委員

プロポーザルを何回かやったということですね。土浦市も一緒にやって、6000万円の削減効果があったよと。もう一回プロポーザルやるんですか、また。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

前回の契約期間が5年間ということで、令和6年度に切れますことから、令和7年度から令和11年度にかけての委託期間を設けましてプロポーザルを行う予定でございます。

○佐藤文雄委員

プロポーザル、いつですか。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

今年度の10月を予定しております。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

ほかにごいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号のうち、市民部の所管に係る部分を議題といたします。

市民部から特に補足説明等はありませんか。

○市民部長（廣原正則君）

地域コミュニティ課所管の補正予算につきましては、松延課長から説明をさせていただきます。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

それでは、議案第51号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち、地域コミュ

ニティ課分についてご説明をさせていただきます。

議案概要書は12ページの4番目になります。議案集は34ページをご覧ください。

34ページ、2款1項9目地域振興費の04コミュニティ施設管理事業、0402千代田コミュニティセンター管理に要する経費146万5000円につきましては、まず消耗品は体育館利用のためのバレーボールネット及びバドミントンネットの購入の7万4000円、さらに工事請負費として千代田コミュニティセンターへ教育委員会が移転することに伴う電話設備工事で139万1000円を計上させていただきました。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、地域コミュニティ課に対する質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○市民課長（小池陽子君）

議案第51号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち、市民課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

議案集32ページをお願いいたします。議案概要書は9ページになります。

まず歳入、15款2項1目1節総務費補助金、こちらはマイナンバーカード交付事務費補助金20万8000円になります。マイナンバーカードの交付事務に要する経費に対して国から交付される補助金で、令和6年10月から郵送料金改定に伴い、マイナンバーカード受け取り案内通知の郵送料の不足額を増額補正するものです。補助率は国10分の10となります。

続きまして、歳出、議案集35ページをお願いいたします。議案概要書は10ページになります。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、0201戸籍事務に要する経費233万7000円です。この中の通信運搬費8,000円につきましては、戸籍事務においてデータ送信時に不具合が発生した場合に、紙媒体で郵送対応するため増額補正するものであります。

次に、戸籍システム賃貸借補償232万9000円につきましては、令和7年度までに戸籍システム標準化に対応するため、令和6年11月に市でシステム運用するオンプレミスの形態からクラウド環境へ移行するに当たり、サーバー機器等の切替えに係る費用を増額補正するものであります。戸籍システム賃貸借補償232万9000円のうち83万2000円がデジタル基盤改革支援補助金の対象となることから、情報政策課の歳入で計上しております。

次に、0202住民基本台帳事務に要する経費、通信運搬費20万9000円です。先ほど歳入でご説明しましたマイナンバーカード交付事務に要する経費として、戸籍事務に要する経費同様、郵送料金改定に伴いまして、マイナンバーカード受け取り案内通知等の郵送料の不足額を増額補正するものです。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、市民課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

それでは、国保年金課分、一般会計補正予算の説明をさせていただきます。

議案集35ページをお開きください。

一番下に計上します3款民生費、1項6目医療福祉費、医療福祉に要する経費に計上します通信運搬費18万円でございます。郵便郵送料の10月からの改定分など、不足額を補正計上するものです。

次のページ、お開きください。36ページになります。

7目国民健康保健費、国民健康保険特別会計繰出しに要する経費及び8目後期高齢者医療費、後期高齢者医療保険特別会計繰出しに要する経費につきましては、この後、議案第52号及び議案第53号に関連いたします事務費の繰出金の補正でございます。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第49号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（廣原正則君）

議案第49号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案概要書につきましては7ページ、議案集につきましては20ページから21ページでございます。

追加、補足の説明についてはございません。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

ちょっとこれ、今の保険証を廃止するということだと思うんだけど、ちょっとこれは意味がよく理解できないので、もう一回お話、説明していただけますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

今回の内容ですが、国民健康保険法の改正に伴いまして、罰則規定の見直し、条例でいいますと第18条になります。そちらが被保険者証の廃止に伴い、保険税を滞納している世帯主に対する保険証の返還命令が不要になることから、当該命令に応じない場合、罰則自体も不要となることで、当該部分を削除するものでございます。

○佐藤文雄委員

これ、内容をただ今読んだだけなんじゃないの。これをもうちょっと分かりやすく説明してくれと言ったんだよ。これ、ただ読むだけだったら、私だって読んでいるよ。だから、どういうことなんですかということを聞いたんですよ。もうちょっと分かりやすく言っていただけますか。

○小倉 博委員長

暫時休憩します。 [午後 3時45分]

○小倉 博委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時46分]

○国保年金課長（豊崎良憲君）

条例第18条の罰則規定になりますが、国民健康保険法第9条第1項、もしくは第9項の規定引用で、届出をせず、もしくは虚偽の届出をした場合、第3項もしくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められ、これに応じない場合には10万円の罰則規定というのがございます。そちらが今回被保険者証が廃止になったことに伴い、返還命令の必要がなく、今回条例の該当部分を削除するものになります。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

オーケー。

○小倉 博委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号 令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題いたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（廣原正則君）

議案第52号につきましては、国保年金課、豊崎課長から説明をさせていただきます。

○小倉 博委員長

それでは説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

それでは、議案第52号 令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

議案概要書は16ページ、議案集40ページをお開きください。

補正額は、歳入歳出予算額にそれぞれ213万8000円を追加し、歳入歳出総額41億917万7000円にするものです。

議案集46ページをご覧ください。

歳出予算の補正になりますが、1款総務費、1項1目一般管理費に計上する通信運搬費122万2000円及び2項1目賦課徴収費に計上する通信運搬費65万6000円並びに5款保険事業費、2項1目保健衛生普及費に計上する26万円につきましては、郵便郵送料の10月からの改定分など、不足分を今回補正計上するものです。

財源につきましては、前のページ、45ページをお開きください。

繰入金として目的別で区分し、事務費及び保険事業費分として一般会計から繰り入れるものになっております。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号 令和6年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（廣原正則君）

議案第53号につきましては、国保年金課、豊崎課長から説明をさせていただきます。

○小倉 博委員長

それでは説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

それでは、議案第53号 令和6年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

議案概要書は17ページ、議案集47ページをお開きください。

補正額は、歳入歳出予算額にそれぞれ282万1000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ11億2182万1000円にするものです。

議案集53ページをご覧ください。

先日、8月27日に全員協議会で説明させていただいた不祥事の案件、後期高齢者医療保険に係る還付手続の未処理に関する還付金の補正予算の計上になります。

改めて説明させていただきます。

今回の自主点検よりシステムによる全件抽出を行ったところ、還付通知の行った履歴のない事案が発見されたことから、相続人代表の有無を確認したところ、未処理のものがあるとの判断に至りました。

議案集53ページ、3款諸支出金、1項1目保険料還付金に計上する271万4000円につきましては、未処理分106万4600円のほか、波及分として、還付通知は行っているものの請求がなく支払いに至っていない部分の再通知を行うとともに、前年の還付未済分の補正予算を計上するものです。

また、1款総務費、2項1目徴収費に計上する通信運搬費10万7000円につきましては、このたびの不祥事に係る還付金の謝罪を含めた還付通知の郵送料を計上するものです。

財源につきましては、前のページ、52ページをお開きください。

一般会計からの繰入金及び後期高齢者医療広域連合からの還付金を充てているものです。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

この前の全員協議会で副市長が説明した件というふうな理解でよろしいですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

はい、そのとおりでございます。

○設楽健夫委員

これは大事なことなので、この271万4000円、先ほど内訳の説明をされましたけれども、その書類で、後でも結構ですから出しておいてもらえますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

はい、後日になりますが、調整して報告させていただきます。

○小倉 博委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は提案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたし

ました。

それでは、議案第51号のうち、消防本部の所管に係る部分を議題といたします。

消防本部から特に補足説明等はございませんか。

○消防長（本橋一夫君）

議案第51号 令和6年度一般会計補正予算の常備消防費につきまして、消防総務課、鈴木課長からご説明いたします。

それでは、説明を求めます。

○消防総務課長（鈴木 薫君）

タブレットのほうが14ページ、それと議案集のほうが38ページとなります。

それでは、38ページ中段の9款消防費、第1項消防費、常備消防費、常備消防事業の常備消防に要する経費でございます。

さきにご説明をさせていただきました、消防庁舎整備等基本計画に基づきまして、消防庁舎整備設計を委託する経費でございます。これが9963万8000円。この設計につきましては、基本設計と実施設計を予定しているということで、委託の方法につきましてはプロポーザル方式を予定しているということもありまして、その審査員の謝礼につきまして6万6000円計上させていただいております。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、消防総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○櫻井繁行委員

今回設計委託ということですが、9963万8000円、相当高額に感じるんですが、この積算根拠をちょっと教えていただけますか。

○消防総務課長（鈴木 薫君）

基本的に設計に係る経費につきましては国の基準がございまして、そちらの国の基準を基に、設計の図面の枚数であるとか、必要な交通費であるとか、そういったものをある程度加味しまして、自前の設計委託費の設計において算出したものでございます。

○櫻井繁行委員

今回は、いつだったかな、全員協議会かなんかで計画書、たしか課長からも説明あったと思ったんですが、西消防署、東消防署、それぞれの移転ということで設計委託なんだろうが、改めてこの9963万8000円の補正予算で、相当大きい部分になるので、内訳を教えてくださいんですけども。

○消防総務課長（鈴木 薫君）

おおよそではございますが、大体、全体の約半分程度が西消防署、それと……

○櫻井繁行委員

補正だから、おおよそじゃなくて、金額をしっかりとってもらわないと。だって、9963万8000円を出ているわけですよ。おおよそで言われても困っちゃうよ。

○小倉 博委員長

暫時休憩します。 [午後 4時00分]

○小倉 博委員長

会議を再開します。 [午後 4時00分]

○消防総務課長（鈴木 薫君）

積算の仕方ではございますが、今回、積算をするに当たりまして、全体の合計面積から算出したもので

ありますので、実際に西消防署に係る部分、それと東消防署に係る部分、それを全部合算して計算するやり方でやっています。内訳につきましては、施設ごとに個別内訳を計算し直さなければならないので、お時間をいただかないと細かな積算内訳が出ません。それについては、お時間をいただければ出すことは可能かと思います。

○櫻井繁行委員

今回、補正予算については1億円からの設計委託なので、やはりその辺はまず用意をしていただかないといけないのかなと。判断材料にならないので、お時間をいただければというのはどのぐらい取ればいいのか。今日出せるのか。

また、この委託についても、設計委託と業務委託も含めてみたい課長からお話もあったような気がしたんですけれども、そういったところを含めて、やっぱりこの9963万8000円というのは、もちろん国の基準で高くなっているし、プロポーザルで安くなるということは考えられますけれども、ある程度、補正予算でこれだけの金額を数字として上げてきているわけですから、そういうことです。エビデンスとしてやっぱり出していただかないと困るということなんですが、いかがですか。

○小倉 博委員長

答弁できますか。

○消防総務課長（鈴木 薫君）

積算につきましては、1日ほどいただければ、明日には提出できるかと思います。

今、手元に持っているものが、実際に工事発注するための、言ってしまうと金入りの設計書になっておりまして、これをそのままお出しすることができませんので、説明用にある程度の面積割などの基準に基づいて、この庁舎についてはこのぐらいかかる見込みだということで、設計費の内訳として詳細が出せる範囲までで出させていただくということによろしいでしょうか。

○櫻井繁行委員

はい、出せる範囲で出してもらわないと困ってしまうので。そうなんですよね、審議ができないんですよ。本来であれば、この内訳というのは今日出していただいて、西消防署、もちろん概算なのは承知していますけれども、幾ら幾ら、西消防署幾らで、それが設計費、また業務委託費というような形になってくれば我々も理解はもちろんするんですけれども、反対するつもりはないんですが、やはり金額が相当ボリューム多いので確認をさせていただきたいというところでございます。

○消防総務課長（鈴木 薫君）

内容の内訳について、取り急ぎ作成をしまして、明日には資料のほうで。

○櫻井繁行委員

確認なんですけれども、先ほどちょっと課長お話があったように、9900万円の中にプロポーザルでの入札になるということなんですけれども、それぞれの庁舎の設計委託と、工事が始まってからのコンサル料まで含めるということで、僕らの理解は合っていますか。

○消防総務課長（鈴木 薫君）

今回の設計委託につきましては基本設計と実施設計のみになりますので、言ってしまうと、その後の監理費につきましては、今回の設計の中には含まれておりません。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

暫時休憩します。

[午後 4時05分]

○小倉 博委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時09分]

○消防総務課長（鈴木 薫君）

西消防署、東消防署、それと消防本部については、基本設計と実施設定の内訳だけ出ていない状態なのですが、庁舎ごとの面積割りで概算が幾らぐらいという基本と実施設計が含まれている金額であれば、今内訳できましたので。

○小倉 博委員長

会議、再開しています。

○消防総務課長（鈴木 薫君）

設計費の内訳でございますが、西消防署に係る部分が全体の約53%で5280万8000円、それと東消防署が全体の約33%で3288万円、最後に消防本部の改修設計に係る部分については全体の約14%で、金額にしまして1395万円。これは基本設計と実施設計を含むものの金額になります。

○櫻井繁行委員

まず、そこだけ説明してもらえれば、積算根拠がありますから、今度はそういったところ、せめて用意をして上程に、議案審査に臨んでいただければと思います。

また、今課長おっしゃったように、明日であれば細かい内訳も出るということなので、今日はこの程度で理解しますが、詳細というか、積算根拠をしっかりと、西消防署、東消防署、そして消防本部と、この9963万8000円ですよね、これについて出していただくようお願いしたいんですが、いかがですか。

○消防総務課長（鈴木 薫君）

できるだけ詳しい情報を記載した計算結果、概算になるところは申し訳ないのですが、その資料を明日提出させていただきますので、よろしく願いいたします。大変失礼しました。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○櫻井繁行委員

はい、理解しました。ぜひガルーンで構いませんので、よろしく願いいたします。

あと、これは消防長、令和6年4月からこちら着任されているということで、どこかで副市長に聞いているか、ちょっと分からないのですが、消防長、ぜひお伝えいただきたいのですが、こういった大きな計画というのは、基本的にはやっぱり僕は補正予算ではなくて、当初予算でやっぱりしっかりと上げてくる議案じゃないのかなと、つくづく今日こうやって議案審査をしながら思っているのですよ。計画、こういった流れでこういうふうに、もちろんスクラップ・アンド・ビルドも分かりますし、老朽化、また消防署員、一生懸命やっていただいている、その環境改善、十分理解はしているのですが、そういったところ、しっかりと本来であれば令和6年度の当初予算であるべきだと思うので、そういったところはしっかりとお伝えをいただいて、より透明性の高い事業にしていきたいと思いますと思うのですが、消防長、いかがですかね。

○消防長（本橋一夫君）

櫻井繁行委員おっしゃるとおりでございます、約1億円からなる予算なので、本来であれば当初予算で出すべきだと私も考えております。

今後こんなことがないように、当初予算でできるように今後やっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○櫻井繁行委員

はい。

○小倉 博委員長

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

繰越明許費になってますよね、これ。ということは、設計は令和7年3月末までには終わらないという意味ですよ。

○消防総務課長（鈴木 薫君）

はい、佐藤委員のおっしゃるとおりでございます。

○佐藤文雄委員

いつを予定しているんですか。

○消防総務課長（鈴木 薫君）

基本設計の部分につきましては、今年度内に大方整理ができるかなと。実施設計につきましては、一応予定につきましては令和7年度末までを目標としますが、できるだけ早い時期に完了できるように努力はさせていただきたいということで考えております。

○設楽健夫委員

この3つの案件に関する仕様書のほうについては、もうできているのですか。

○消防総務課長（鈴木 薫君）

今現在プロポーザル方式で出す仕様書、それからプロポーザル募集要項については既に出来上がっておりまして、中身を精査しているところでございます。

それと、審査員のほうもある程度は打診をしております、速やかに対応できるような準備は整えております。

○設楽健夫委員

議会のほうには、議員のほうにいつ出てきますか。

○消防総務課長（鈴木 薫君）

仕様書等につきましては、議決いただいた後に公募による募集ということで、ホームページには掲載をさせていただきまして募集を図るというような形になりますので、10月早々にでも予定をしているところでございます。

○設楽健夫委員

これは設計そのものについては、建物の設計が基本で、例えば東消防署のほうでもいろいろ出ていると思いますけれども、動線の問題だとか、そういうことについては、今回のこの設計の中には入らないということですか。

○消防総務課長（鈴木 薫君）

今回につきましては、配置、それから動線も含めた間取り、そういったものが基本設定のところでは粗々なところが整理されまして、その詳細が実施設計の中で設計されるというような流れになっております。基本設計の中である程度、こういった機能があって、こういった動線で建てられる建物だということと、あとは全体の敷地の中の配置であるとか、そういったところまでは基本設計の中では整理できるかと考えています。

○設楽健夫委員

東消防署のあの動線の、今の基本的な考え方について教えてもらえますか。

○消防総務課長（鈴木 薫君）

基本計画のほうにも記載があるかと思うのですが、基本的に実際に執務室、事務室からいかに車両がある倉庫のほうに速やかに移動をして出動できるか、また仮眠室等々から出動する際も動線がきっちり取れる、しかも車両の手前には出動待機室、いわゆる着替える部屋を用意しまして、作戦会議を行って速やかに車両に同乗して出動できるということをモットーに考えておりますので、どこの場所にいても速やかに車両に移動できるということは、基本として設計のほうは実施していくつもりでおります。

○設楽健夫委員

東消防署の場合に、今解体している旧霞ヶ浦保健センターで、霞ヶ浦南小学校と霞ヶ浦コミュニティセンターの出入口になっていますね。そこから旧霞ヶ浦保健センターに入っていきますけれども、それはその動線といいますか、国道354号までの流れについては、その霞ヶ浦南小学校、霞ヶ浦コミュニティセンターとは別に基本的には考えられているんですか。

○消防総務課長（鈴木 薫君）

今回の予算計上させていただいておりますのは、あくまでも敷地内の設計でございますので、その道路の取付けまでにつきましては、設計の中で一部見込むこともあるかと思いますが、実際に道路の部分につきましては、今回の設計の中には含まれないという形になります。

○来栖丈治委員

計画に立てられた内容で、実施設計、基本設計に入ることだと思うんですが、あそこは学校施設と、今設楽委員からあったように霞ヶ浦コミュニティセンターの施設と、それと八千代台地区の集落内ということがありまして、集落の方々から説明とか何かうわさに聞いたんだけど、ということ、電話をいただくケースが出てきたので、八千代台地区への説明なり何なりというのはどのように行われているのか、お伺いします。

○消防総務課長（鈴木 薫君）

住民説明会のほうは実施させていただいておりますが、その対象を八千代台地区の集落の方に限定した説明につきましては実施をしてございません。実際に、学校も含めまして近隣住民につきましては、どういう建物が建つのか、どういう規模なのかというのが確定した段階でご相談をさせていただくというのが一番ベストではないかなということで考えておりますので、今後ある程度基本設計が固まった段階で必要な説明はさせていただこうということで考えております。

○来栖丈治委員

区長のところに何人かが聞きに行った方もあるらしいんですが、区長が何も聞いていないよという話だということで伺っています。ですから、いわゆる音を発生するし、交通量が増えたりというようなことになると思うので、できるだけ早い時期に近隣住民への説明はしたほうがいいのではないかなと思いますが、いかがですか。

○消防総務課長（鈴木 薫君）

適切に対処してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○小倉 博委員長

ほかにございますか。

○櫻井繁行委員

来栖委員のちょっと関連にもなりますけれども、課長おっしゃるように住民説明会は東消防署も西消防署のほうもやっていただいたということは理解をしているんですけれども、結構やっぱり市民の皆さ

んも非常に关心が多いもちろん施策だと思うし、事業でありますから、我々も問合せ、結構実は来ていて、ただなかなか不透明なところもあるなというのは実情なので、もちろん計画書しっかり作っていただいて出していただいているのは理解できるんですが、今回の定例会中、最終日まででも構いませんから、ぜひ今描いているような今後のスケジュールですよ。基本設計から実施設計に至って、またどういう時期に工事着手に至って、そうなんですよ、有効な財源等、もしくは交付金、助成金等も活用して、徐々にいろいろ進んでくると思うんですが、今の範囲で分かりやすい資料というか、あるものでも構わないので、ちょっと一緒にまとめるような形で出していただいて、今後何か進捗があれば、もちろんまずは総務委員会のほうに上程をしていただいて、我々全員協議会のほうにも出していただけるような形で、もちろん議員のほうも見守っていきたいと思っていますので、これは9月24日、最終日まで結構ですので、そういった形、出していただけるとありがたいんですが、いかがでしょうかね。

○消防総務課長（鈴木 薫君）

それでは、計画書に記載してあります計画、それから概算の工事費も含めてなんですけれども、先ほどご指摘いただいた資料と一緒に提出という形でよろしいでしょうか。であれば、ちゃんとリンクが取れるような形で見やすくお作りをします。我々の予定になってはしまうのですが、請負業者のほうが決まらなと、実際にいつまでに実施設計が終わるとかというのは不明確な点はあるんですが。

○櫻井繁行委員

それで構わない。

○消防総務課長（鈴木 薫君）

私どもの予定でもよろしければ、できるだけ詳細の資料でお出しできるように作成をさせていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員

お願いします。

○小倉 博委員長

ほかにございますか。

○久松公生委員

先ほど委員の皆様から東消防署に関して何点かあったんですが、私1つ確認なんです、西消防署の場合、それで課長のほうが道路状況なんていうのは今回の基本計画には入っていないということなんです、西消防署の場合は現にここの場所だと思うんですが、道路状況というのは、この場所で新しい消防署が建つとなると、どっちで出るかというのはまず決めなきゃいけないと思うんですよ。

庁舎内の土地なので、一般の総務課とかの課が残りますので、一般の人も庁舎を訪れるという安全面とかを考えれば、西消防署に限ってはもう道路状況は、あちらについて、あちらに出てとかという、そういうふうにもう決まっているんじゃないんでしょうかと思うんですが、その辺は今からでも大丈夫なんでしょうか。

○消防総務課長（鈴木 薫君）

取付けの道路、どこから進入するかにつきましては、基本設計の中で詳細まで確定をさせようということ考えています。当然消防の庁舎そのものの配置も、今考えられているようなプランでそのままいけるかどうか、この検証もしなければなりませんので、そういった建物の配置状況も踏まえて出入口は検討していくということです。これについては現段階では確定したものはないのですが、しっかり基本設計の中でそこは明らかにして、皆様方に迷惑のかからないような配置を目指していきたいと思っていますので、もうしばらくお待ちいただければと思っています。

○久松公生委員

はい、分かりました。

何よりも市民の皆様の安心安全、庁舎に訪れて緊急車両とバッティングとか、そういったものも含めますので、それは調査研究、より徹底して行っていただいて、そういうトラブルのないような、いい庁舎にできますようお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○消防総務課長（鈴木 薫君）

住民の皆さんに迷惑がかからないような庁舎づくりを目指して努力をさせていただきます。

○久松公生委員

今、課長、そういう意味で言っているんじゃないくて、庁舎を訪れる人もいる場所になってしまうんですよ。この西消防署は、緊急車両の庁舎と、総務課とか議会事務局等ありますので、そういった意味で、傍聴者とかそういった面もあるから、一緒の場所が、両方いるので、そういった安全安心、これをやりつくる上で一番大事だと思います。緊急車両が出るから止まれというふうにいかないと思うんですね。だから、別なそういったものも徹底して調べていただいてやっていただきたいと思います。

迷惑かからないという今の発言とはちょっと違うと思います。よろしくお願いします。

○消防総務課長（鈴木 薫君）

大変失礼しました。安易に迷惑のかからないということで表現させていただいたんですが、その辺につきましてはいろんな状況がもちろんございますので、来庁者、それからもちろん消防車両の出入り、それから実際に取付けの仕方によっては、交差点付近になりますので、そういったところで警察の協議なんかもしかすると必要になってくるということもあります。そういった落ち度がないように、全体のところを見渡して一番ベストな状態にできるように、いろいろと努力をさせていただきたいということで考えていますので、ご理解をいただければと思います。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

ほかにごいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第51号のうち、保健福祉部の所管に係る部分を議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（川原場宗徳君）

それでは、議案第51号につきましては、所管課長より各説明いたします。

○小倉 博委員長

説明を求めます。

○社会福祉課長（山口浩史君）

それでは、議案第51号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）、社会福祉課所管の一般会計補正予算について説明させていただきます。

議案概要書は14ページ、ナンバー19、議案集は36ページ、37ページをお開きください。

3款3項1目、02生活保護等事業、0201生活保護等総務事務に要する経費198万4000円の補正でございます。内容としましては、令和7年度までに自治体情報システム標準化への移行に向けて、現在生活保護システムの段階的なデータ移行作業を進めております。本年度の移行作業としましては、当初予定よ

り遅れている状況のため、現行使用している封筒の在庫が少なくなり、作成に係る印刷製本費 8 万 3000 円となります。

なお、今年度当初予算におきましては、データ移行に伴う標準化封筒作成に係る経費の計上をさせていただいております。

次に、生活保護法の改正によるシステム改修委託業務でございます。子どもの貧困への対応のための処置として、生活保護世帯の子どもが高等学校を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立上げに係る費用に充てるため、一時金を支給するためのシステム改修に係る経費 190 万 1000 円となります。

詳細な内容としましては、生活保護法の改正が令和 6 年 10 月 1 日に施行予定でありまして、一時金の支給要件でございますが、支給対象としましては、高等学校を卒業後、就職により生活保護を必要としなくなったと認めた者、支給額につきましては、自宅から自立しまして一人暮らしをする者につきましては 30 万円、また自宅でその子どもが就職によって、その生活保護世帯の保護が廃止となった場合につきましては 10 万円を支給するというような支給額になっております。その他につきましては、今年の 3 月に高等学校を卒業し、今年の 4 月から就職した者に対して遡及して国のほうが支給するというような法改正を実施する予定でございます。

本市におきましては、現在この対象者というのがおりませんけれども、今後、この法改正によって自立に向けて、生活保護からの脱却に向けての支援として、国のほうが生活保護の法改正をしておるような状況に伴うシステム改修となります。

財源につきましては、国庫補助金 2 分の 1 でございます。

そうしますと、封筒とシステム改修と合わせまして、198 万 4000 円の補正予算でございます。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、社会福祉課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○櫻井健一委員

急に印刷の封筒が足りなくなったということと、以前ちょっと報告があった、傷害事件があったというようなことというのは、関連は何かあるんでしょうか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

櫻井健一委員の質問にお答えします。

今般の社会福祉課の職員、生活保護の現業員の暴行を受けた事件につきましては、特に今回の補正予算とのつながりはございません。

また、今ご質問の、封筒が不足してしまったという説明をさせていただきましたけれども、自治体情報システムを標準化に向けて移行していく中で、現在本市で使っている生活保護のシステムがあるんですけれども、それが国の共通したシステムに移行をしなければならない中で、本市で使っているシステムの開発が遅れているような状況でして、その分、本来であれば本年の 8 月にはそのシステム移行を予定していたんですけれども、来年の 2 月まで遅れるような状況になってしまいましたので、新しくこのシステム移行をすれば、当初予算の中で生活保護のシステムから印刷をかけます封筒が、新しいシステムの封筒を印刷する印刷製本費も当初予算で計上していたんですけれども、そのシステム移行が遅れることによって、今現状で使っている封筒の在庫がなくなってしまったので、補正予算において今使っているシステム対応の封筒が少なくなってきたので補正予算を組んで印刷をかけるというようお願いでございます。

○櫻井健一委員

訪問だと危ないから郵送にするとということではないということは理解できたんですけども、遅れてしまった大きな原因として教えていただけますでしょうか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

櫻井健一委員の質問にお答えします。

私どものほうに、今使っていますシステム会社のほうから遅延理由として入ってきている情報は、国の共通のシステムに移行するために、今現在、独自でシステムを使っているのを国のシステムに合わせ的过程中で、そのシステムの開発が遅れてしまっているというようなことで報告はいただいているような状況でございます。

○櫻井健一委員

ということは、それに対する何か補助というのが国等からは何か、国のほうから補助なんていうのは後から見込みあるのでしょうか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

お答えします。

遅延に対しましての補助というのは、今国のほうからは特に周知が来ていないような状況でして、このシステムを国の共通のシステムに持っていく中で、本市だけではなくてほかの自治体も、うちが使っているシステムを使っているところは、同様な形で遅延が発生してしまっているような状況ということになります。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○櫻井健一委員

いいです。

○佐藤文雄委員

歳入で、生活保護適正化推進事業補助金95万円ありますよね。これは今回のやつとは関係ないんですか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

佐藤委員の質問にお答えします。

歳入のほうは、先ほど説明させていただきました国費2分の1というようなところで、歳入では15款2項2目4節の生活保護補助金、生活保護適正化推進事業補助金のこの95万円を充てるような形となります。

○佐藤文雄委員

今、一時金が30万円だとか10万円だとかというのは、本市には対象者はいないけれども、という言い方をされたと思うんですが、ということは、これはシステムの改修委託だけで、例えば対象者が出てきた場合はまた補正をかけるということなんでしょうか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

佐藤委員の質問にお答えします。

補正をかけるとかではなくて、今回国の法改正に伴って生活保護のシステムを改修しまして、本市には現在この一時金の対象者はいませんが、今後、法改正によって継続されて、この一時金の支給というのをしていくような子どもたち、高校を卒業して就職して自立に向けて取り組んでいた生活保護の子どもたちに対しては行っていくので、今回法改正に伴ってシステムを改修して、今後、当然本市においてもそういう対象者が出てくれば、そこで一時金を支給するというようなことになります。

○佐藤文雄委員

だから、一時金を支給することになったら、補正予算を組むんですかという質問です。

○社会福祉課長（山口浩史君）

大変申し訳ありません。お答えします。

この扶助費の中でその一時金は支出するような形になりますので、令和6年度の予算においては補正は必要ないんですけれども、令和7年度予算の中で、その世帯としてそういう対象になってくるケースが見込まれる場合には、年度当初の予算の中の生活扶助の扶助費の中で盛り込むような形で対応したいと思います。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

そのほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○子育て支援課長（関 克明君）

子育て支援課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

議案概要書は9ページから、議案集は32ページをお願いいたします。

説明欄の2段目からになります。歳入からになります。

15款2項2目3節子ども・子育て支援交付金、08放課後児童健全育成事業33万3000円になります。児童クラブに関連する必要な備品の準備に対して、国からの交付金になります。

続いて、5節母子家庭等対策総合支援事業費補助金、02高等職業訓練促進給付金等事業費補助金153万円になります。ひとり親家庭の母または父が看護師や介護福祉士などの資格取得のため、高等職業訓練促進給付金に要する経費に対して、国から交付を受ける補助金になります。

続いて、16款2項2目5節子ども・子育て支援交付金、08放課後児童健全育成事業33万3000円になります。同じく児童クラブに関連する必要な備品の準備に対して、県からの交付金になります。

歳入については以上でございます。

それから、議案概要書は13ページ、15番から、議案集は36ページをお願いいたします。説明欄の中段あたりからになります。

続いて、歳出になります。

3款2項2目、01児童措置事業、0103母子父子福祉に要する経費204万円です。高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭の母または父の自立に向けて、就職に有利で生活の安定に役立つ資格の取得を推進するため、養成機関などで6か月以上修学する場合に支給する高等職業訓練促進給付金に要する経費について、対象者の増により不足が生じたため増額補正するものでございます。

続いて、3目保育所費、02保育所維持管理事業、0201保育所一般事務に要する経費2万8000円です。通信運搬費、2024年10月1日から郵便料金に変更されることに伴い、郵送料に不足が生じたため増額補正するものでございます。

それから、0203やまゆり保育所管理運営に要する経費48万9000円になります。不動産鑑定業務委託、やまゆり保育所の民営化を進めるに当たり、保育所の土地や建物の鑑定を実施するため、増額補正するものでございます。

続いて、6目放課後児童健全育成事業費、01放課後児童健全育成事業費、0101放課後児童健全育成に要する経費417万9000円になります。通信運搬費1万5000円、2024年10月1日から郵便料金に変更されることに伴い、郵送料に不足が生じたため増額補正するものでございます。

児童クラブ運営備品416万4000円、公設児童クラブで使用しているテーブルや椅子等の備品におきまして、経年劣化による破損等が激しいことから、安全対策のため備品の更新を行うためのものでございます。補助率につきましては、国3分の1、県3分の1、市3分の1でございます。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、子育て支援課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

高等職業訓練促進給付金204万円は、これは対象者がいて、何人なんですか。

○子育て支援課長（関 克明君）

年度当初は2人分で計上しておりましたが、今年度に入りまして1人の申請がございましたので、1人分の追加ということになります。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

はい。

○小倉 博委員長

そのほかございますか。

○久松公生委員

放課後児童健全育成に要する経費、417万9000円ということで説明ありましたが、テーブル等備品、椅子等ということでありましたが、児童館運営委員会というのがありまして、そのときにこの児童クラブとの話があったときに、本年度の夏休み中ですか、ペーパーレスとかとって、問題集とか皆さん支給のタブレット等でやるという話がありまして、そういった中で、児童クラブの全員、全てが同じWi-Fi設備、何十人も集まるとパンクしちゃって、そのタブレットが使えないとかというお話が出たんですが、そういったところのWi-Fiの環境整備といいますか、それは今回はこの児童クラブ運営、備品とかそういったところには入っていないんでしょうか。

○子育て支援課長（関 克明君）

児童館運営委員会におきましてお話をいただいた内容でございますが、今回は予算計上はしておりません。児童クラブは学校でも開所していますので、今後、学校教育課と調整しながら対応してまいりたいと思います。

○久松公生委員

学校の場所でやっている児童クラブに関しては、Wi-Fiがかなり有効なのかと思いますが、民間等含め、まだまだそういう話を聞きましたので、来年度はしっかりとそういったところも整備していただいて、子どもたちが同じ環境でできるようなことにお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○子育て支援課長（関 克明君）

さらに環境改善に努めながら対応していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○小倉 博委員長

ほかにございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。説明は簡潔にお願いいたします。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

それでは、介護長寿課所管部についてご説明いたします。

初めに、歳入になります。

議案集は32ページ、議案概要書は9ページとなります。議案集にて説明いたします。

16款県支出金、2項2目民生費県補助金、2節老人福祉費補助金1245万円の増で、こちらは地域医療介護総合確保基金事業補助金になります。内容ですが、医療・介護の総合的な確保のために、都道府県が国の交付金を原資として基金を設置し、県計画に基づき施設整備などへの補助を行うものでございます。

続いて、歳出になります。議案集は35ページになります。議案概要書は10ページになります。

3款民生費、1項3目老人福祉費、0101要援護高齢者対策に要する経費で、通信運搬費1万3000円。内容は、毎年実施しております高齢者実態調査に関連したもので、郵便料金改定に伴う増額になります。

同じく、0102長寿社会づくりに要する経費、18節負担金、補助及び交付金1245万円の増。内容は、先ほど歳入予算でご説明いたしました、地域医療介護総合確保基金事業補助金になります。こちら具体的には、事業の基本となります令和6年度茨城県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱が制定されましたので、新たな補助単価に合わせた増額となります。

次に、4目介護保険費、0101居宅介護サービス等利用者助成に要する経費11万円の増、0102介護保険特別会計繰出しに要する経費60万1000円の増は、いずれも郵便料金改定に伴う増額となります。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第54号 令和6年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（川原場宗徳君）

議案第54号につきましては、介護長寿課長より説明いたします。

○小倉 博委員長

それでは、説明を求めます。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

それでは、ご説明いたします。

初めに、歳入になります。

議案集は59ページをお開きください。議案概要書は18ページとなります。議案集にてご説明いたします。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、5 目その他一般会計繰入金、2 節事務費繰入金60万1000円の増。
内容は郵便料金改定に伴う一般会計からの事務費繰入れになります。

次に、8 款1 項1 目1 節繰越金4227万2000円の増。内容は令和5 年度からの繰越金になります。

続いて、歳出になります。

議案集は60ページをお願いいたします。議案概要書は18、19ページとなります。

1 款総務費、1 項1 目一般管理費、02一般管理に要する経費で、こちらは通信運搬費29万6000円の増。
次に、2 項徴収費、1 目賦課徴収費、01賦課徴収に要する経費、こちら通信運搬費27万9000円の増。次に、3 項介護認定審査会、1 目01介護認定審査会に要する経費、こちら通信運搬費2 万6000円の増となります。以上の3 つは郵便料金改定に伴う増額分となります。

最後に、7 款諸支出金、1 項2 目償還金、01国庫支出金返還に要する経費4227万2000円の増。内容は、令和5 年度介護保険特別会計の決算に伴います国・県等の負担金の返還分となります。

○小倉 博委員長

説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

歳出で国庫支出金の返還金というのは、令和5 年度の決算で、いわゆる国庫支出する部分は返還するということはどういう。介護を受ける人が少なかったということの理解になるんでしょうかね。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

交付申請なんですけど、当初予算ベースで、概算払いで歳入、そして決算で精算し交付確定となりまして、国分、県分等を返還するような形になりますので、結果的に利用が少なかったということになると思います。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

はい。

○小倉 博委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたし

ました。

次に、議案第51号のうち、総務部の所管に係る部分を議題といたします。

総務部から特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（中泉栄一君）

議案第51号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち、総務課所管のものについて説明をさせていただきます。

議案集の39ページ中段、給与明細書、2、一般職、（1）総括の表をご覧くださいと思います。

そこで、給料が509万1000円、職員手当が940万3000円、共済費が164万7000円と、それを4月の人事異動に伴い、総額でそれだけの金額を増額補正するものでございます。

その内訳でございますけれども、議案集34ページをご覧ください。

34ページ上段、また議案概要書は10ページになりますね。1款1項1目議会費、職員人件費のところで、補正予算額183万9000円。そして、次に35ページの上段、議案概要書が10ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費の職員人件費のところで、補正予算額、増額127万3000円。そして、35ページ下段のところ、そして議案概要書は11ページ、3款1項5目国民年金費のところで、職員人件費、補正予算額5万2000円。続いて、議案集の36ページの中段、議案概要書が11ページ、3款2項3目保育所費、職員人件費のところで131万5000円。続いて次のページ、37ページの中段、また議案概要書は11ページ、7款1項1目商工総務費、職員人件費で243万5000円。また、38ページの下段、議案概要書が11ページになります。10款4項3目図書館費の職員人件費のところで922万7000円。これが先ほどの内訳ということになります。

そして、もう一つ、総務課のほうでは、議案集34ページの中段、議案概要書が10ページと12ページです。2款1項2目文書法制事業の文書法制に要する経費のところで、補正予算額91万7000円を計上しております。これにつきましては、11役務費、通信運搬費郵送料ということで、10月1日からの郵便料金の改定によるものでございます。

総務課の補正予算についての説明は以上でございます。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○総務部長（中泉栄一君）

すみません、危機管理課のほう、私から説明させていただきます。

危機管理課所管の補正予算でございますけれども、議案集の33ページ中段をご覧ください。

まず、歳入についての説明でございます。

22款5項6目3節自然災害防止事業債につきましては、牛渡地内県単急傾斜地崩壊対策に対する事業債でございまして、500万円を計上しております。

同じく歳出でございます。

議案集38ページ、議案概要書は14ページをお願いいたします。

9款1項3目災害対策費の18節負担金、補助及び交付金の02防災・災害対策事業、0201災害対策に要

する経費500万円。こちらは歳入のほうで説明させていただきました、牛渡地内の県単急傾斜地崩壊対策事業の令和6年度施行分の工事費用に対する市町村の負担金ということになります。

なお、これにつきましては、先ほど歳入のほうで説明させていただきました事業債を充当するということになっております。

○小倉 博委員長

それでは、続いて危機管理課に対する質問がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

急傾斜の対策の事業費、負担金となっていますね。これは負担金ということは、事業主体が例えば国とか県とかがあつて、その負担を市がやるということかなと思うんですが、事業主体はどこですか。

○総務部長（中泉栄一君）

県のほうで事業に取り組むと。県のほうが9割、市のほうが1割ということになります。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

はい。

○小倉 博委員長

ほかにございませんか。

○設楽健夫委員

牛渡地区のところ、ちょっと教えてもらえますか。牛渡地区の急傾斜の場所。

○総務部長（中泉栄一君）

柳梅集落になります。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

○総務部長（中泉栄一君）

納税課の補正予算について説明をさせていただきます。

議案集は34ページの下段、議案概要書は12ページとなります。

2款2項3目の02収入未済額縮減対策事業における役務費について、342万9000円を減額するものでございます。その内訳でございますが、まず通信運搬費につきましては、郵便料金の改正を受け、今年度下半期に見込まれる督促状や催告書の郵送料金を56万4000円増額するものでございます。

次に、手数料につきましては、令和5年4月から全国的に導入された地方税統一QRコード付の納付書に係る収納手数料に関する補正でございまして、この手数料につきましては、年間の実績に応じ、翌年度に税務課の予算で計上している負担金において、地方税共同機構へ納付することになり、当課のこの事業での予算措置が不要であるため、不用額399万3000円を減額するものでございます。

○小倉 博委員長

説明が終わりました。

それでは、納税課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第51号に対する質疑が全て終結いたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号 茨城租税債権管理機構規約の変更についてを議題といたします。

総務部から特に補足説明等はありませんか。

○総務部長（中泉栄一君）

議案概要書が28ページ、議案集が103ページ、104ページとなります。

議案第63号の茨城租税債権管理機構の規約の変更についての補足説明につきましては、特にございません。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、納税課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

これ、森林環境税というのは、県がやっているものだと思うんですが、これは強制ですか。必ずこの租税債権機構に税目として入れなきゃいけないんですか。

○納税課長（豊崎伴之君）

まず、森林環境税、今般のものは国税として市町村が賦課徴収するとされたものでございます。

委員ご指摘の税につきましては、茨城県で課税している森林湖沼環境税のことだと思いますが、これは住民税の中で既に賦課されているものでございます。令和8年度まで課税されているもので、今回加えるものは、国税として賦課徴収する森林環境税、1人年額1,000円ということになりますけれども、そちらの税目も滞納処分を行う対象として租税債権管理機構の事務に加えるものとなります。

○佐藤文雄委員

だから、強制ですかと聞いているのよ。これ入れなくてもいいんじゃないですかと。1,000円でしょう。

○納税課長（豊崎伴之君）

市町村が賦課徴収するものでありますので、滞納整理を一緒に行うに当たって入れる必要があるものでございます。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

だから、強制ですかという点では、強制ですね。

○納税課長（豊崎伴之君）

はい、強制となります。

○矢口龍人委員

この森林環境税というのは、もう何年前もからやっていると思うんだけど、これは実際のところ、どういった形で還元されているんですか。

○納税課長（豊崎伴之君）

詳しくは税務課のほうの所管になりますけれども、今おっしゃられた森林環境税というのは、県税として今まで賦課徴収されてきた森林湖沼環境税というのがあります。

今回の森林環境税というのは、東日本大震災の復興の関係で、所得税の他に住民税が高くなっていたけれども、それが終了して、その後の新しい税金として今年度から設けられたものでございます。

○矢口龍人委員

そうすると、今までの森林湖沼環境税とまた別に取りられるということなんですか。

○納税課長（豊崎伴之君）

はい、そうなります。

今までは県税として、名前もちょっと違って、1,000円が住民税の中で取られていたもので、それとは別に、今までの東日本大震災の復興と目的が違ってくると思うんですけども、新たに設けられた国の税金になります。

○矢口龍人委員

それで、森林湖沼環境税がもう既に何年も前から取られている、県のほうでやって取られているんだけど、これがどこで使われているんだかが分からないんですよ。市のほうでは分からないんですかね。

例えば、市のほうに補助金として入っているとかいうんだったらいいんだけど、全然入っていないんですよ。そうすると、先ほど言ったように誰からも徴収されているんでしょう、市民1人当たり幾らとね。だから、その使途が、どこで使われているんだかがはっきりと分からないですけども、そういった情報は入りませんか。

○納税課長（豊崎伴之君）

ちょっと所管でないので、理解している範囲で申し上げますけれども、例えば身近なみどり整備推進事業で森林整備をしたりとか、そういったものの財源になっているものと理解してございます。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

ほかに。

○佐藤文雄委員

これまでは、市県民税、法人税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、督促手数料、延滞金というような中身だったよね。これに今度は、いわゆる国税として森林環境税、これが入るということですね。

○納税課長（豊崎伴之君）

はい、滞納処分として扱う税目にその1つが加わることになります。

○佐藤文雄委員

いわゆる復興税は入っていなかったでしょう。今度は名前を森林環境税となったら、今度は入るの。何かおかしいと思わないですか。

○納税課長（豊崎伴之君）

震災の関係の税については、住民税のでは均等割の一部として賦課徴収されていたものと理解してごさいます。所得税は国税でございますので、それはまた所得税と復興特別所得税という形で、別な形で皆さんが納税されているものでございます。

○佐藤文雄委員

何かあんまり理解ができないんだけど、いずれにしても、私はこの管理機構そのものは問題だと思っではいるんだけど、これ、今かすみがうら市としては、差し押さえなんかは実際はどういうふうな形でやられているかというのは分かりますか。

○納税課長（豊崎伴之君）

それは、ちょっと確認ですけれども、茨城租税債権管理機構で行っている差し押さえがどういう形で行われているかということになりますか。

○佐藤文雄委員

うん、そう。

○納税課長（豊崎伴之君）

では、お答えいたします。

茨城租税債権管理機構にまず移管するものとしまして、私どもで滞納処分が困難な事案であるとか、高額であるもの、そういったものを移管しています。

茨城租税債権管理機構におきましても、基本的に財産調査を念入りに行いまして、差し押さえできるものがあれば差し押さえをする。差し押さえができない、もうこの人は無財産だということになってくれば執行停止、滞納処分をこれ以上しないほうがいいというような助言をいただいて返還されるということになりますので、基本的には市で行っている流れと同じように滞納処分なり執行停止の判断が行われております。

○佐藤文雄委員

この茨城租税債権管理機構が差し押さえの、このかすみがうら市の、これ、今依頼しているわけでしょう。その差し押さえの実態はどうなんですかという、それは把握していますかということなんです。

○納税課長（豊崎伴之君）

資料確認しますので、ちょっとお待ちください。

では、すみません、令和5年度、14件、茨城租税債権管理機構に移管した実績がございます。令和6年度も同じ件数を移管予定ですけれども、そこで差し押さえ、あるいは自主納付に導いた等により徴収された金額、令和5年度の実績では1880万円ほどございます。

○佐藤文雄委員

差し押さえされた件数はどうなんですかということなんだけれども。差し押さえされているやつ。ここに徴収金額はありますよ、もらっているから。そうじゃなくて、差し押さえの実態です。報告はあるんでしょう。

○納税課長（豊崎伴之君）

茨城租税債権管理機構全体で申し上げさせていただきますと、差し押さえの実施状況としましては、令和5年度で申し上げますと、差し押さえは486件行われているような状況でございます。

実際に移管している件数は全体的には970件ございましたので、約半分の事案が差し押さえの対象に

なっているというような状況でございます。

○佐藤文雄委員

ちょっと全県で970件差し押さえているという、かすみがうら市は486件差し押さえたということですか。

○納税課長（豊崎伴之君）

かすみがうら市の1件1件を持ち合わせていませんので、今、全県で970件移管されていて、そのうちの約半分、486件が差し押さえ等が行われている件数というふうになります。数字が足らず、申し訳ございません。

○佐藤文雄委員

これ、かすみがうら市というわけじゃないわけね。全体で970件やっているけれども、486件が県全体の差し押さえですか。県というか、茨城租税債権管理機構全体での内訳は分かりませんということですね。

○納税課長（豊崎伴之君）

はい、申し訳ありません、かすみがうら市の内訳、今日は持ち合わせておりませんで、そこは決算審査のときに説明させていただきたいと思います。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

はい。

○小倉 博委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉 博委員長

では、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

基本的には税の徴収というのは市町村が行うべきだということで、日本共産党はこういう管理機構そのものについては、つくっては駄目だというふうなことで反対した経過があります。ましてや、今回の森林環境税というか、復興税に代わったものを入れるということ自体は、必要ないと考えております。

反対です。

○小倉 博委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉 博委員長

本案は異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小倉 博委員長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議案第51号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）の中で、保健福祉部の所管に係る部分について発言の申出がありましたので、これを許します。

○保健福祉部長（川原場宗徳君）

遅い時間に申し訳ございません。

先ほど保健福祉部子育て支援課の所管の部分につきまして、佐藤委員より質問のありました高等職業訓練促進給付金につきましての答弁の中で、一部修正させていただきたくお願いしたいと思いますので、発言させてもらってよろしいでしょうか。

○小倉 博委員長

はい。

○子育て支援課長（関 克明君）

先ほど佐藤委員からのご質問の中で、高等職業訓練促進給付金の答弁でございましたが、年度当初2名で、本年度に入って1名で、今回1名分の補正予算の追加であるということでご答弁させていただきましたが、本年度に入りまして2名分の追加でございましたので、今回は2名分の追加ということでございます。大変申し訳ございませんでした。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの発言について、ご質問ありませんか。

○佐藤文雄委員

確認です。1人じゃなくて2人だということね。

○子育て支援課長（関 克明君）

はい。そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

だから、1人で200万円かなと。当初予算も200万円ですね。

○子育て支援課長（関 克明君）

2人分です。

○佐藤文雄委員

当初予算も言ってもらえますか。

○子育て支援課長（関 克明君）

当初予算につきましては、281万6000円でございました。今回2名分の追加をしてございますので、2名分の追加で204万円ということでございます。

〔「当初、何人だったの」「2名だよ」と呼ぶ者あり〕

○子育て支援課長（関 克明君）

当初、2名分でございます。

○佐藤文雄委員

280万円が当初で、今回204万円だよ。

○佐藤文雄委員

これ、2人、2人、同じじゃない。何か入っているんじゃないの、実質の。

○子育て支援課長（関 克明君）

金額は違ってございますが、それにつきましては、例えば非課税世帯ですとか、課税世帯ですとか、あとは養成期間の期間ですとかによって加算とかがつきますので、その違いでございます。

○小倉 博委員長
よろしいですか。

○佐藤文雄委員
はい、了解です。

○小倉 博委員長
それでは、質疑を終結いたします。
それでは、ここで執行部の方々には退席をお願いいたします。
暫時休憩します。 [午後 5時25分]

○小倉 博委員長
会議を再開いたします。 [午後 5時25分]
以上で、この委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。
そのほか、委員の皆様から何かございますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長
それでは、ないようですので、ここでお諮りいたします。
委員会会議録の作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長
それでは、異議もないようですので、そのようにさせていただきます。
以上をもって、令和6年第3回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。
大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

散 会 午後 5時25分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和6年第3回定例会議案審査特別委員会

委員長 小 倉 博